

6 水管 第 2256 号
令和 6 年 11 月 1 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量及びその当初配分の案等について（諮問第 458 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更に係る留保からの配分及び数量の融通等について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

(別紙 1)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小里 泰弘

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　さんま

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

110,911 トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都	道	府	県	都	道	府	県	別	漁	獲	可	能	量
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

-2-

北海道	4, 500
岩手県	400
宮城県	現行水準
千葉県	現行水準
石川県	現行水準
静岡県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
和歌山県	現行水準
山口県	現行水準
高知県	現行水準
佐賀県	現行水準

長崎県	現行水準
-----	------

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	90, 340
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	9, 460
さんまその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 まあじ

一 漁獲可能量（法第15条第 1 項第 1 号関係）

145, 000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第 1 項第 2 号関係）

法第15条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	現行水準
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準

秋田県	現行水準
山形県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	現行水準
福井県	現行水準
静岡県	現行水準

愛知県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
大阪府	現行水準
兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	13, 600
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
山口県	2, 400
徳島県	現行水準

- 7 -

香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	21, 200
熊本県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	3, 300
鹿児島県	2, 900

- 8 -

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞ

れ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型まき網漁業	51,400
まあじその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三 まいわし太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

663,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	21,100
青森県	現行水準
岩手県	12,000
宮城県	32,600
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	10,900

大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	9,300

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	243,600
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	192,400
まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四 まいわし対馬暖流系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

326,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ

同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	60, 100
福井県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
島根県	115, 900

- 13 -

山口県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	24, 100
熊本県	現行水準
鹿児島県	3, 600

- 14 -

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
-------------	-------------------

まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	30,400
まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五 かたくちいわし対馬暖流系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

50,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
秋田県	50,000トンの内数
新潟県	50,000トンの内数

富山県	50,000トンの内数
石川県	50,000トンの内数
福井県	50,000トンの内数
京都府	50,000トンの内数
兵庫県	50,000トンの内数
鳥取県	50,000トンの内数
島根県	50,000トンの内数
山口県	50,000トンの内数
福岡県	50,000トンの内数
佐賀県	50,000トンの内数
長崎県	50,000トンの内数
熊本県	50,000トンの内数

鹿児島県	50,000トンの内数
------	-------------

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
かたくちいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	50,000トンの内数
かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	50,000トンの内数

第六 うるめいわし対馬暖流系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

46,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	46,000トンの内数
新潟県	46,000トンの内数
富山県	46,000トンの内数
石川県	46,000トンの内数
福井県	46,000トンの内数
京都府	46,000トンの内数
兵庫県	46,000トンの内数
島根県	46,000トンの内数

山口県	46,000トンの内数
福岡県	46,000トンの内数
佐賀県	46,000トンの内数
長崎県	46,000トンの内数
熊本県	46,000トンの内数
鹿児島県	46,000トンの内数

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
うるめいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	46,000トンの内数

うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	46,000トンの内数
-----------------------	-------------

第七 かたくちいわし太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

92,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	92,000トンの内数
青森県	92,000トンの内数
岩手県	92,000トンの内数

宮城県	92,000トンの内数
福島県	92,000トンの内数
茨城県	92,000トンの内数
千葉県	92,000トンの内数
神奈川県	92,000トンの内数
静岡県	92,000トンの内数
愛知県	92,000トンの内数
三重県	92,000トンの内数
和歌山県	92,000トンの内数
徳島県	92,000トンの内数
愛媛県	92,000トンの内数
高知県	92,000トンの内数

大分県	92,000トンの内数
宮崎県	92,000トンの内数

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
かたくちいわし太平洋系群大中型まき網漁業	92,000トンの内数
かたくちいわし太平洋系群その他大臣許可漁業	92,000トンの内数

第八 かたくちいわし瀬戸内海系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

48,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	48,000トンの内数
兵庫県	48,000トンの内数
和歌山県	48,000トンの内数
岡山県	48,000トンの内数
広島県	48,000トンの内数
山口県	48,000トンの内数
徳島県	48,000トンの内数
香川県	48,000トンの内数

愛媛県	48,000トンの内数
福岡県	48,000トンの内数
大分県	48,000トンの内数

第九 まだい日本海西部・東シナ海系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

5,900トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
鳥取県	5,900トンの内数

島根県	5,900トンの内数
山口県	5,900トンの内数
福岡県	5,900トンの内数
佐賀県	5,900トンの内数
長崎県	5,900トンの内数
熊本県	5,900トンの内数
鹿児島県	5,900トンの内数

- 25 -

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
-------------	-------------------

まだい日本海西部・東シナ海系群大中型まき網漁業	5,900トンの内数
まだい日本海西部・東シナ海系群沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業	5,900トンの内数
まだい日本海西部・東シナ海系群その他大臣許可漁業	5,900トンの内数

- 26 -

令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更に係る留保からの配分及び数量の融通等について
(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群)

1 背景

これまで、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の漁獲可能量の配分の変更のうち、行政庁の恣意性のない機械的な留保からの配分又は配分数量の変更として、以下に該当する場合は、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ており、事後報告で対応できるとされてきた。

(1) さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群

国の留保からの配分について、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、漁獲可能量の配分を変更する場合

(2) さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群

国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合

(3) 融通に伴う数量の変更

都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

(4) まいわし太平洋系群及びさんま

漁獲割当管理区分と総量管理区分等との間における配分量未利用分の繰り入れや追加配分に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

2 今後の取扱い

(1) 上記 1 (1) に係る留保からの配分に関しては、資源管理基本方針の資源ごとの別紙 2 (さんま (別紙 2-4)、まあじ (別紙 2-5)、まいわし太平洋系群 (別紙 2-6) 及びまいわし対馬暖流系群 (別紙 2-7)) 第 6 の 4 において、配分ルールを規定しており、当該ルールに基づく配分に伴う数量の変更については、引き続き審議会には事後報告で対応できることとする。

(2) 上記 1 (2) に係る留保からの配分に関しては、配分を受ける者の間で合意があった場合には、配分に伴う数量の変更については、引き続き審議会には事後報告で対応できることとする。

(3) 上記 1 (3) に係る漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通のうち、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、引き続き審議会には事後報告で対応できることとする。

(4) 上記 1 (4) に係る漁獲可能量の配分を変更する場合については、引き続き審議会には事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した数量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。



サンマ資源評価結果

1

内容



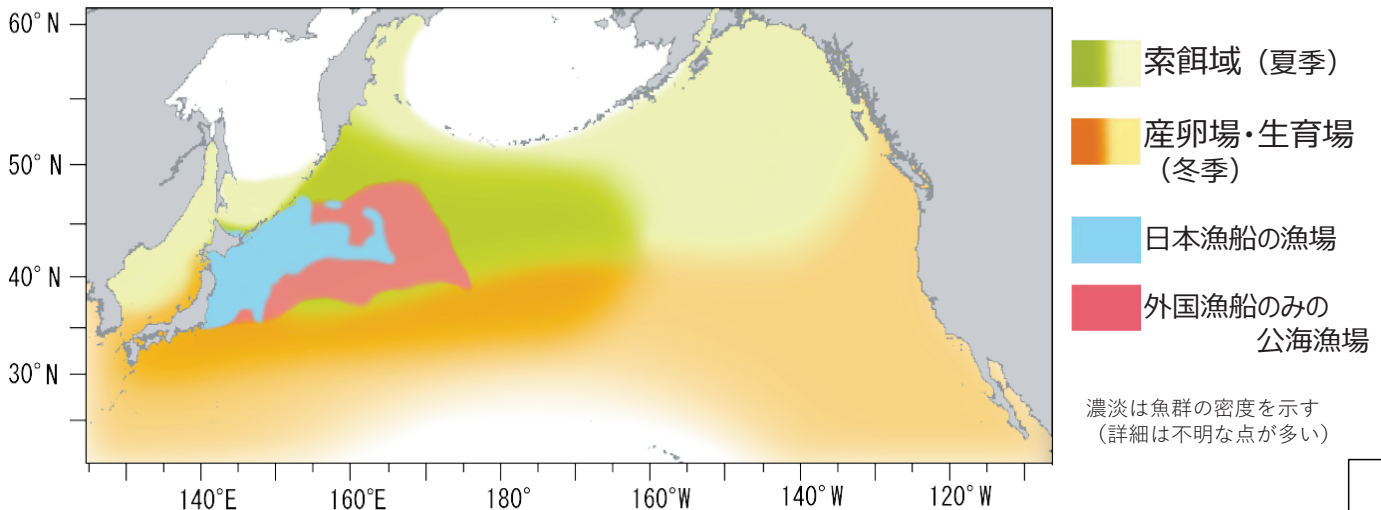
1. サンマの生物情報・漁業情報
2. NPFC（北太平洋漁業委員会）におけるサンマの資源評価

分布と生物学的特性

生物学的特性

- 寿命：約2歳（0歳・1歳魚）
- 成熟：0歳（一部）、1歳（100%）
- 産卵：9～6月（主に冬季）・黒潮域-続流域～移行域
- 索餌：5～8月・移行域北部～亜寒帯域
- 食性：動物プランクトン
- 捕食者：大型魚類、海鳥、海産哺乳類

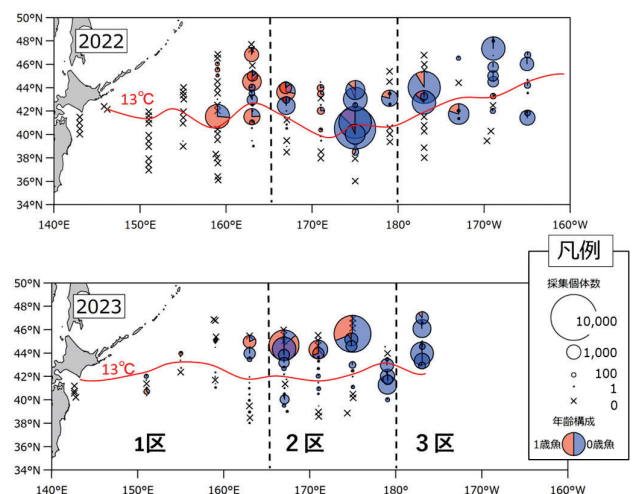
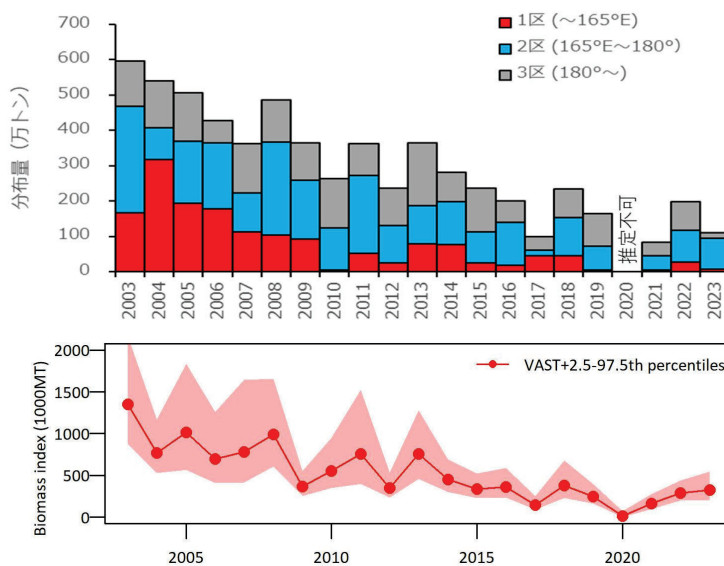
- 近年は黒潮域（本邦南岸の海域）における産卵量、仔稚魚分布量が減少



3

1. サンマの生物情報・漁業情報

推定分布量（6-7月調査船調査）：資源量指標

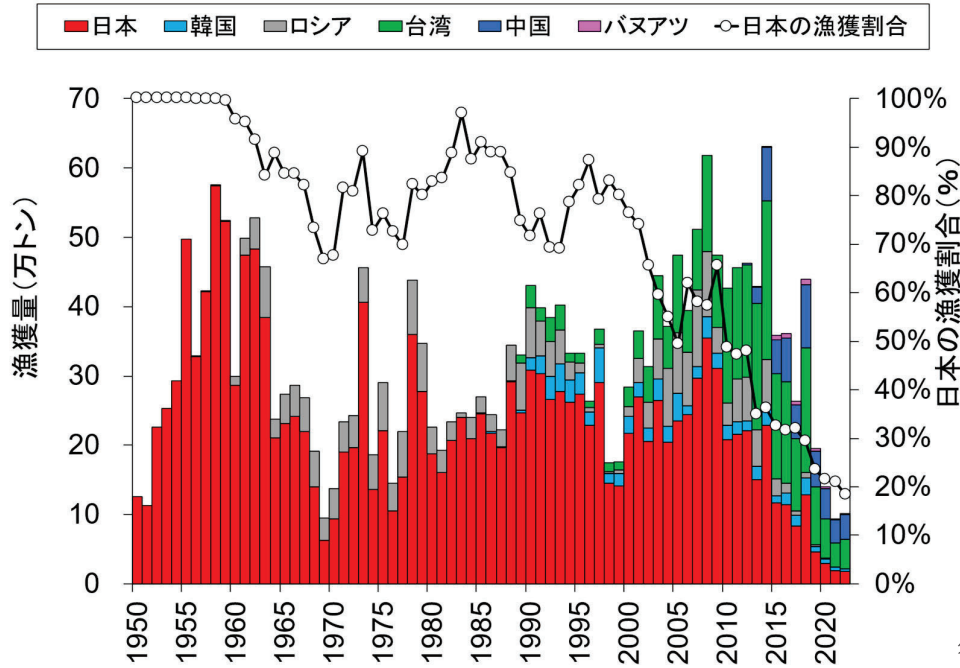


日本近海～西経域（～165°W）のサンマ分布水温帯（8～17℃）を中心に設定した調査点の表層トロール試験結果（右図）から調査線ごとに求めた分布密度を調査海域面積に引き伸ばして分布量を推定した結果（左上図）、および統計モデル（VAST）により調査できなかった海域も含めて例年の調査海域全体での分布量を推定した結果（左下図）。

- 2010年以降、とくに1区で減少し、近年は全体的に減少
- 2023年も引き続き低水準。

4

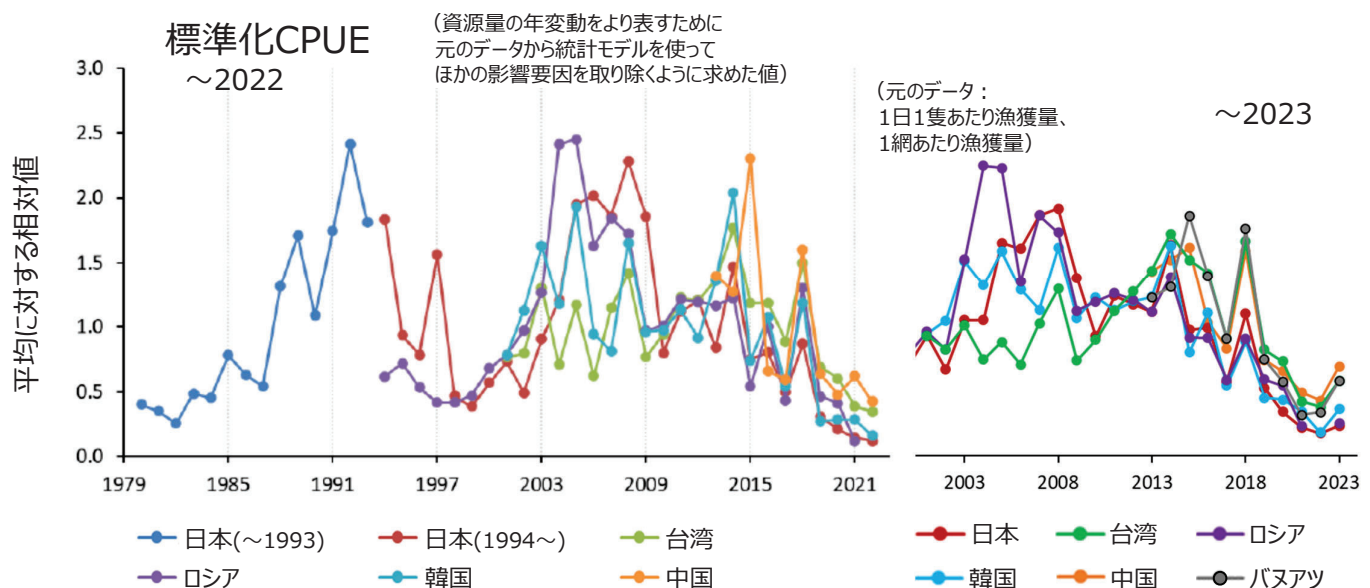
漁獲量



- 1990年代まで日本が大部分を占めたが、2000年代以降、台湾・中国の割合が増加
- 日本の漁獲量は顕著に減少しており、2022年は1.8万トンと1950年以降最低
- 全漁業国・地域の総漁獲量も減少傾向。2021-22年は9.3万トンおよび10.0万トン

5

漁船CPUE（単位努力量あたり漁獲量）：資源量指標



- 日本は2010年以降低い水準で推移し、最近はさらに減少
- 変動パターンは漁業国・地域により違いがあるが、2015年以降、全体的に減少傾向
2023年は過去2年を上回ると推測されるが、2019年並で、近年の低い水準に留まる

NPFCにおける資源評価

直近の資源評価は2023年12月科学委員会で報告

・参加メンバー

日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾、米国、バヌアツ、台湾
上記メンバーに加えて外部専門家も参加

・資源評価の方法

✓プロダクションモデルにより、日本、台湾、中国がそれぞれのセッティングで
評価した結果を統合

・資源評価期間：1980～2022年

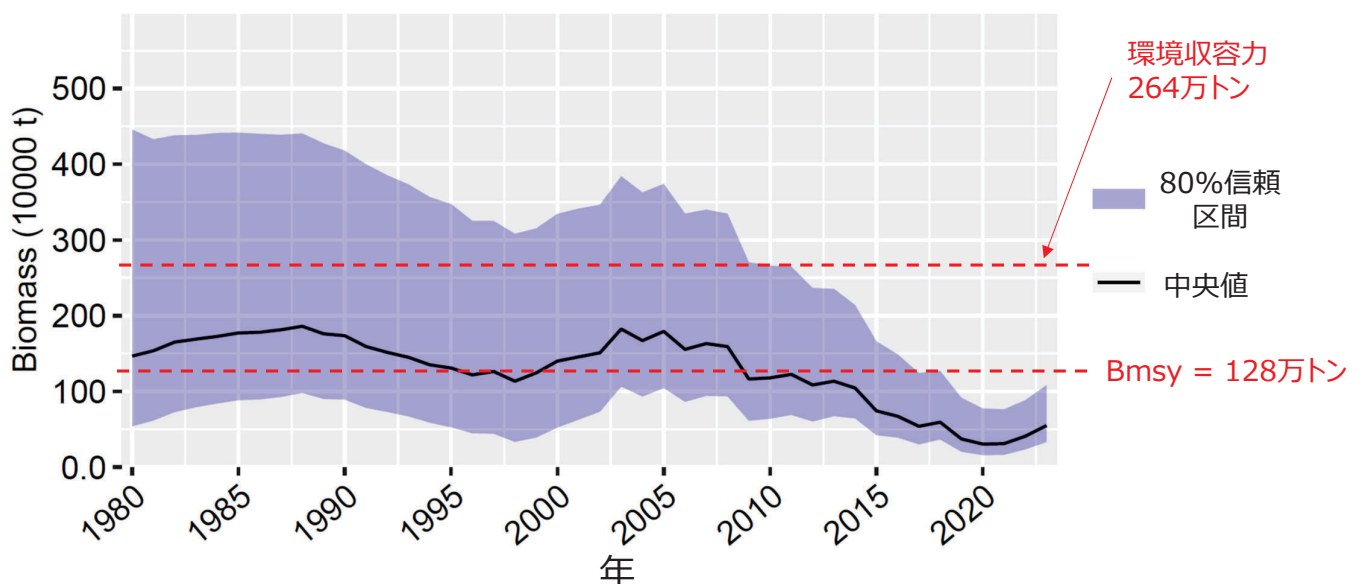
・使用するデータ

- 漁獲量（全メンバー）
- 資源量指標
 - ・ 漁業情報：漁船CPUE（日本、ロシア、韓国、台湾、中国）
 - ・ 漁業から独立した情報：日本の調査船調査推定分布量

7

資源量の推移

資源量(万トン)



- 2000年代後半以降、減少傾向。2009年以降はMSYとなる水準を下回る。2020年は1980年以降で最低水準で、以降はやや増加したと推定されるが、依然として低水準。

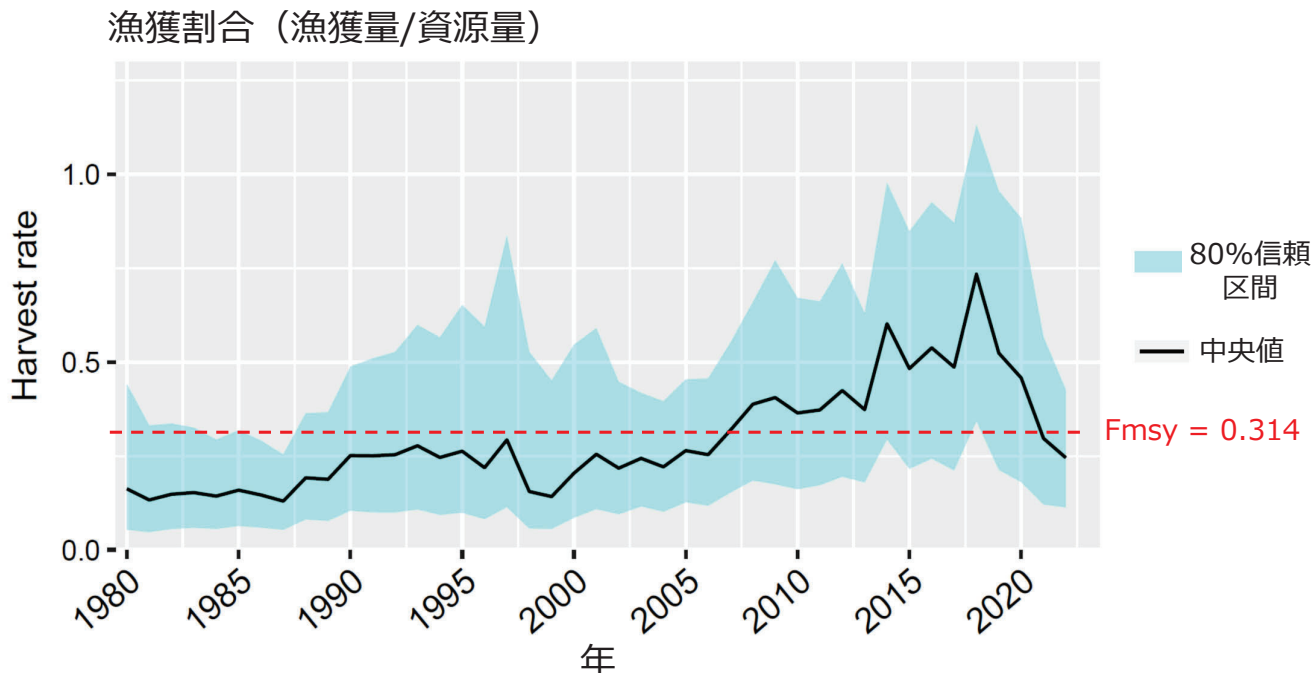
MSY：最大持続生産量。資源変動のあるなかで長期的にみたときに実現可能とみこまれる最大の平均漁獲量。

Bmsy：MSYを達成可能な資源量。

環境収容力：プロダクションモデルにより推定される、漁獲がないときに持続する資源量。

8

漁獲割合の推移

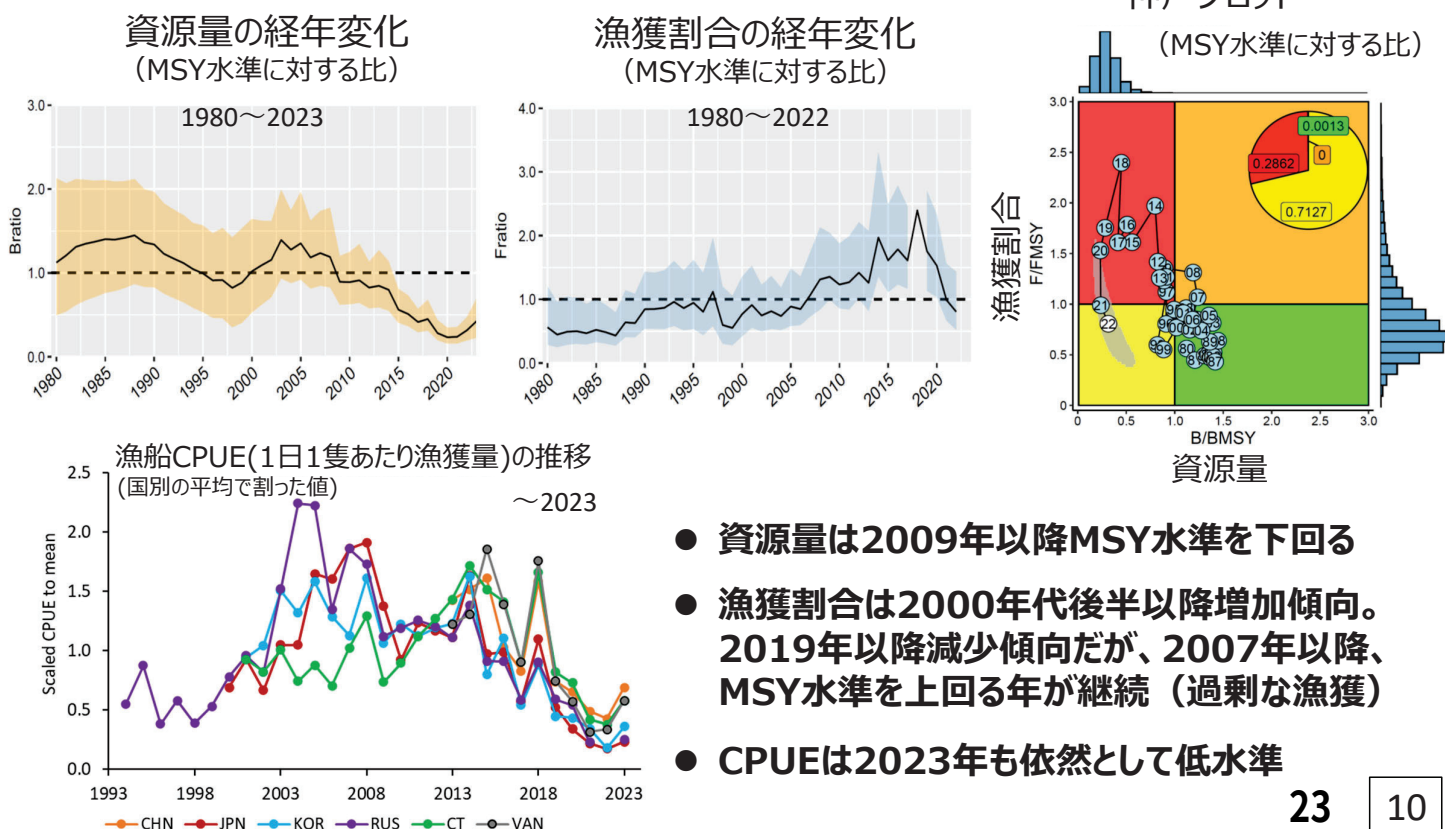


● 2000年代後半以降、増加ののち、2019年以降、減少傾向。

※2021年と2022年の漁獲割合はFmsyを下回ると推定されたが、毎年の資源評価のたびに、漁獲割合が上方修正されることが続いていることに注意を要する。

9

資源状態



23

10

資源評価結果のまとめ

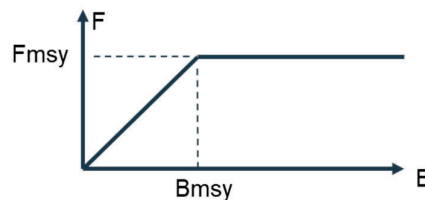
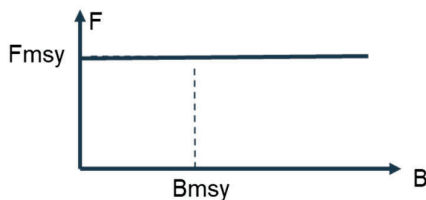
資源状態

※直近の資源評価は2023年12月の科学委員会で報告

- ✓ 2022年の漁獲量は10.0万トンで、歴史的に低い水準が継続。
- ✓ 2023年の漁船のCPUE（資源量指標値）はやや増加したものの、依然として低水準。
- ✓ 資源量は減少傾向で、2020年は1980年以降で最低水準で、以降はやや増加したと推定されるが、依然として低水準。
- ✓ 資源量は2009年以降、MSY水準を下回る。（資源が少ない状態）。
- ✓ 漁獲割合（漁獲の強さ）は2000年代後半以降増加傾向。2019年以降減少傾向だが、MSY水準を上回る年が継続（過剰な漁獲）。

科学勧告

- ✓ 資源量は B_{msy} よりかなり低く、2023-2024年のTAC（全体で25万トン、NPFC海域で15万トン）を引き下げることがサンマ資源をより健全な状態に保つ可能性を高める。
- ✓ 第8回年次会合において暫定的な漁獲管理規則（HCR）を定めることを推奨する。
- ✓ B_{msy} を下回る資源量のときに漁獲割合を下げる規則（下図右）では、2024年のTACは73,490トンで、2023年の暫定漁獲量（12/2までの集計で10.2万トン）より少ない。



漁獲管理規則の模式図

（左）漁獲割合を一定とした場合

（右）資源が減少した場合に漁獲割合を下げる、より標準的な規則の一例

北太平洋漁業委員会(NPFC) 第8回年次会合の結果について

令和6年11月
水産庁資源管理部国際課

1

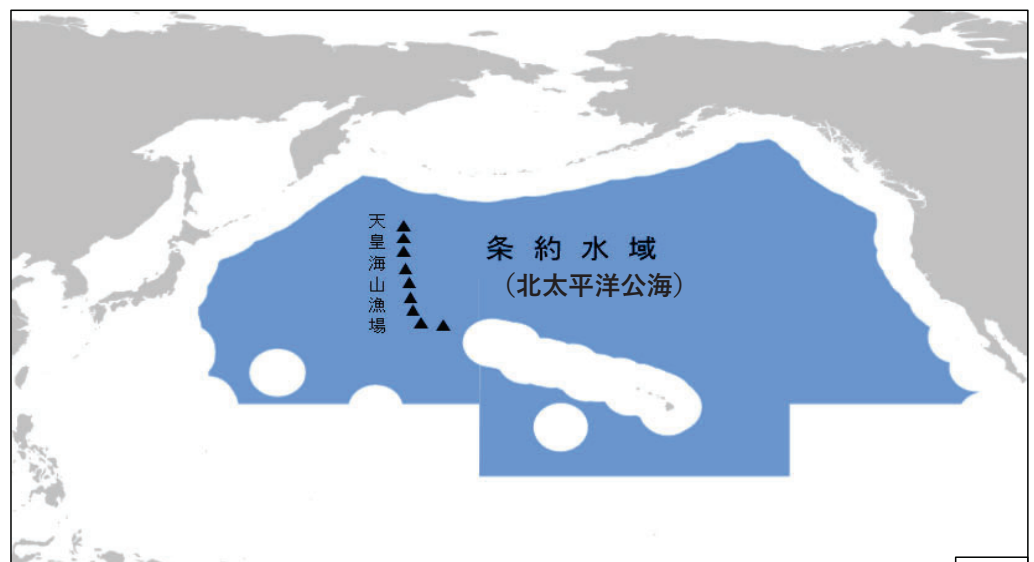
北太平洋漁業委員会(NPFC)

北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、平成27年に設立（条約水域：北太平洋公海）。

- 現在9か国・地域がメンバー。沿岸国（日本、ロシア）、遠洋漁業国（中国、韓国、台湾、バヌアツ、EU）、関心国（米国、カナダ）に大別。
- カツオ・マグロ類、サケ・マス類を除く、北太平洋公海に分布する水産資源の国際的な資源管理を実施。

（参加国等）

日本	沿岸国
ロシア	
中国	遠洋漁業国
韓国	
台湾	
バヌアツ	
EU	非漁業国
米国	
カナダ	



サンマ保存管理措置

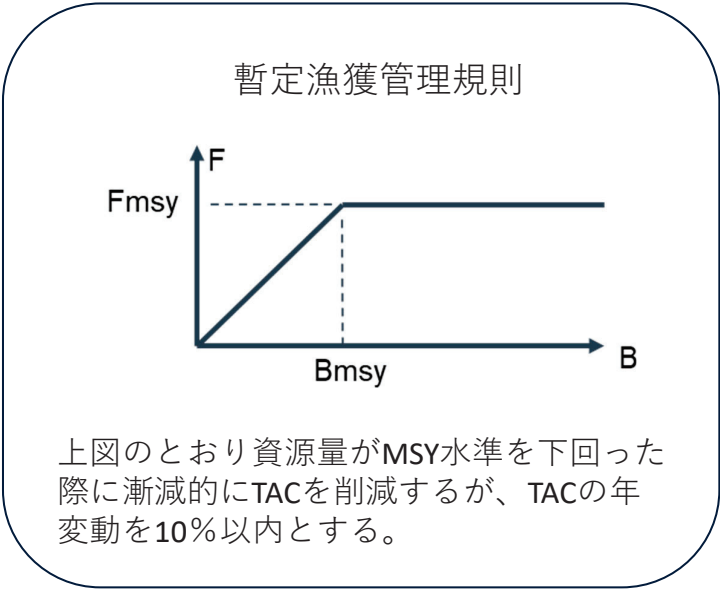
※下線部は第8回年次会合で合意された措置

- ① 遠洋漁業メンバーは北太平洋公海で操業するサンマ漁船の許可隻数の増加を禁止（沿岸国（日ロ）は急激な増加を抑制）。
- ② サンマの洋上投棄を禁止。
- ③ 暫定漁獲管理規則（参考1参照）を採択。
- ③ 2024年は、暫定漁獲管理規則に基づき、サンマの北太平洋公海の漁獲可能量（TAC）を、現行の15トンから13.5万トンに削減する（分布域全体の年間漁獲量は、従来の25万トンから22.5万トン以内に抑制。沿岸国は200海里水域内の漁獲量を従来の10万トンから9万トン以内に抑えることで上記措置に協力）。
- ④ 各メンバーは北太平洋公海での漁獲量を2018年の漁獲実績から55%削減。
- ⑤ 公海での漁獲（各メンバーの合計）がTACの90%相当に達した場合、NPFC事務局長は各メンバーにその旨を通知。各メンバーは事務局からの通知を受信後72時間以内に漁獲を停止。ただし、漁獲上限が1万トンを超えないメンバー（ロシア、韓国、バヌアツ）は停止後も自らの漁獲上限の90%まで漁獲が可能。
- ⑥ 小型魚保護のため、東経170度以東における6～7月の操業を禁止。
- ⑦ 各メンバー（2018年の操業隻数が5隻未満のメンバーを除く）は、（a）連続した180日以内の操業期間を設定し、それ以外の期間は禁漁、又は（b）実操業隻数を2018年から10%削減。
- ⑧ サンマMSE作業部会は、2027年の第11回年次会合までに管理手順の確立に努める。
- ⑨ 2025年以降の管理について、委員会は2025年の第9回年次会合において暫定漁獲管理規則の実施規則を確立する。
- ⑩ この管理措置は2024年5月15日に発効する。

3

（参考1）第8回NPFC年次会合で合意された漁獲上限と暫定漁獲管理規則

		今回の合意 (2024年)
公海		135,000トン
(メンバー別漁獲上限)	日本	21,087トン
	ロシア	2,457トン
	中国	40,664トン
	台湾	81,210トン
	韓国	9,342トン
	バヌアツ	3,704トン
200海里水域 (日ロ)		90,000トン



- (注1) 各メンバーの漁獲上限は2018年実績の45%とする。
- (注2) 公海の漁獲上限を合計すると13.5万トン以上となるが、毎週の漁獲報告を元に合計が上限の90%相当に達した場合、その旨通知を受けて72時間以内に漁獲を停止する。
ただし、漁獲枠が1万トンを超えないメンバー（ロシア、韓国、バヌアツ）は停止後も自
- 26**の漁獲枠の90%まで漁獲が可能。

4

(参考2) 各国のサンマの漁獲量 (2001年以降)

	ロシア			日本		中国	台湾		韓国		バヌアツ	合計		
	公海	200カイリ水域	不明	公海	200カイリ水域	公海	公海	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	公海	全体	200カイリ水域*	公海*
2023	51	0	0	10,460	14,109	39,252	50,268	0	3,107	0	1,108	118,355	14,109	104,246
2022	0	0	0	14,709	3,355	35,477	42,177	0	3,438	0	929	100,085	3,355	96,730
2021	574	36	0	17,378	940	33,511	34,043	0	4,365	0	1,270	92,117	976	91,141
2020	443	310	0	17,430	12,265	44,006	56,662	0	5,993	0	2,700	139,809	12,575	127,234
2019	1,683	719	0	20,986	24,678	51,404	83,941	0	8,375	0	3,465	195,251	25,397	169,854
2018	5,459	2,325	0	46,859	78,474	90,365	180,466	0	20,759	2943	8,231	435,881	83,742	352,138
2017	3,658	2,633	24	15,594	68,078	48,458	104,405	0	12,471	2882	4,437	262,640	73,593	189,023
2016	2,463	12,136	24	19,384	94,444	63,016	146,025	0	9,883	6945	7,331	361,650	113,525	248,101
2015	4,641	19,323	83	31,534	84,709	48,503	152,271	0	5,466	5738	6,616	358,883	109,770	249,031
2014	7,219	63,996	39	5,784	221,736	76,129	210,355	19,582	16,129	7302	1,915	630,186	312,616	317,532
2013	229	52,100	103	8,085	141,119	23,191	159,568	23,051	17,666	2389	1,509	429,011	218,659	210,249
2012	1,494	61,611	0	1,228	220,241	2,014	141,066	20,448	7,068	6893	0	462,063	309,192	152,870
2011	1,616	60,448	0	1,208	214,145		137,089	23,443	14,061	4007	0	456,017	302,042	153,974
2010	2,100	29,586	0	2,859	204,630		157,666	8,026	9,031	12329	0	426,227	254,571	171,656
2009	700	36,993	0	722	310,021		98,177	6,042	10,008	11993	0	474,656	365,049	109,607
2008	16,200	77,666	0	1,124	353,603		133,763	5,751	19,004	11208	0	618,319	448,228	170,091
2007	15,700	94,992	0	267	296,256		82,362	4,915	7,625	9351	0	511,468	405,514	105,954
2006	17,900	59,791	0	0	244,585		60,578	0	3,303	8706	0	394,863	313,082	81,781
2005	34,100	53,502	0	0	234,451		101,939	9,552	31,175	9334	0	474,054	306,839	167,214
2004	8,300	75,435	0	0	204,371		60,723	109	18,082	4861	0	371,881	284,776	87,105
2003	0	57,646	0	0	264,801		84,443	7,072	20,146	11073	0	445,181	340,591	104,589
2002	0	36,602	0	0	205,282		38,063	13,220	10,676	9412	0	313,255	264,516	48,739
2001	0	34,616	0	0	269,798		17,149	22,601	5,401	15468	0	365,033	342,483	22,550
2000	0	14,827	0	0	216,470		27,868	0	0	0	0	259,165	231,297	27,868
1999	0	4,576	0	0	141,011		12,541	0	0	0	0	158,128	145,587	12,541
1998	0	3,057	0	4,116	140,867		12,794	0	0	0	0	160,834	143,924	16,910
1997	0	4,493	0	0	290,813		21,887	0	0	0	0	317,193	295,306	21,887
1996	0	6,684	0	0	229,225		8,236	0	0	0	0	244,145	235,909	8,236
1997	0	14,283	0	0	273,510		13,772	0	0	0	0	301,565	287,793	13,772

* ロシア、台湾の一部で公海/200カイリ水域が不明。
出典：NPFCへの各国等報告（単位：トン）

5

(参考3) 各国のサンマ操業隻数

	ロシア			日本		中国		台湾		韓国		バヌアツ
	サンマ棒受網		その他	サンマ棒受網		サンマ棒受網	その他	サンマ棒受網		サンマ棒受網		サンマ棒受網
	公海	200カイリ水域	全体	公海	200カイリ水域	公海	公海	公海	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	公海
2023	1	0	2	63	144	57		66	0	6	0	2
2022	0	0	0	89	154	63		81	0	10	0	3
2021	3	2	1	109	168	66		93	0	10	0	4
2020	2	1	0	98	173	57		87	0	10	0	4
2019	4	5	1	111	183	62		91	0	11	0	4
2018	4	10	0	125	191	49	3	83	0	12	11	4
2017	13	14	3	102	197	55		84	0	13	13	4
2016	6	28	3	96	209	60		91	0	14	12	4
2015	15	39	9	72	208	42		90	0	13		4
2014	15	61	1	32	210	44		91	11	13		1
2013	21	63	3	47	217	19		91	15	14		1

出典：NPFCへの各国等報告等（単位：隻）

27

6



マアジ（太平洋系群）①

マアジは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。

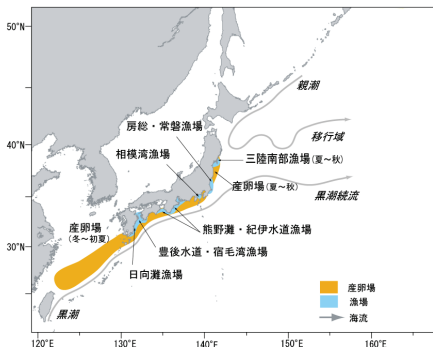


図1 分布域

太平洋側の沿岸域に広く分布する。太平洋沿岸域で生まれた集団と東シナ海で生まれた集団で構成されたと考えられている。

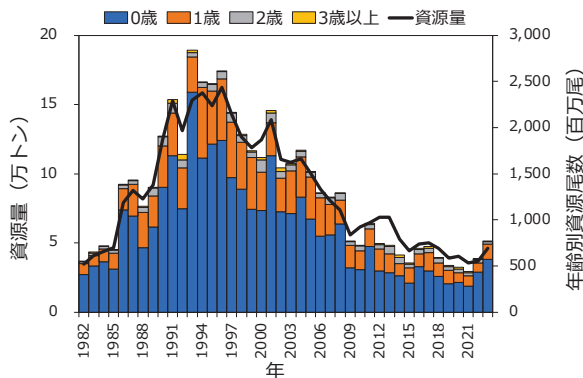


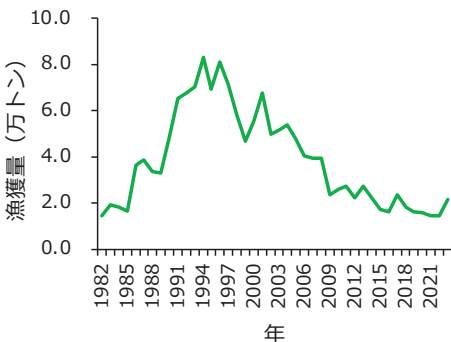
図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1980年代後半以降、増加傾向を示し、1993～1997年には7万～8万トンで推移した。その後は減少傾向に転じ、2023年は2.2万トンと低い水準であった。

図3 資源量と年齢別資源尾数

資源量は、1996年に16.2万トンとなった後、減少に転じた。近年は横ばい傾向にあり、2023年の資源量は4.6万トンであった。資源の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳魚以上（灰、黄）が占める割合は少ない。

なお、加入量は各年の0歳魚の資源尾数である。



マアジ（太平洋系群）②

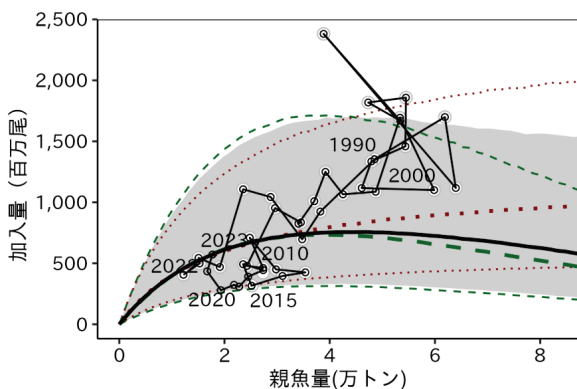


図4 再生産関係

1982～2017年の親魚量と加入量に対し、リッカー型（緑破線）およびベバートン・ホルト型（赤点線）の再生産関係のモデル平均（黒実線）を適用した。図中の太線は各再生産関係もしくはモデル平均の予測値である。細線は各再生産関係の下で、灰色領域は適用したモデル平均の下で、実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

白丸は再生産関係を推定した時の観測値、枠線のみ丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。

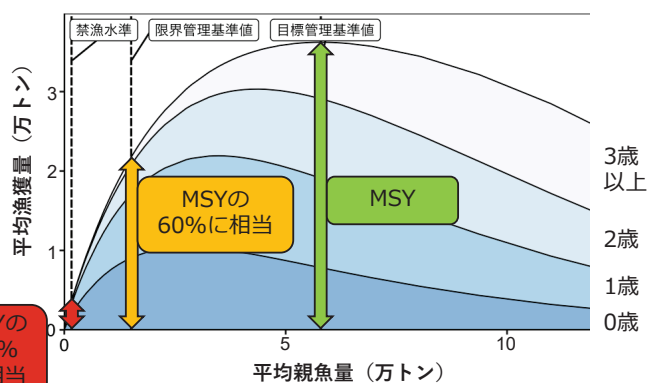


図5 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は6.0万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
6.0万トン	1.5万トン	0.17万トン	1.8万トン	3.8万トン	2.2万トン

マアジ（太平洋系群）③

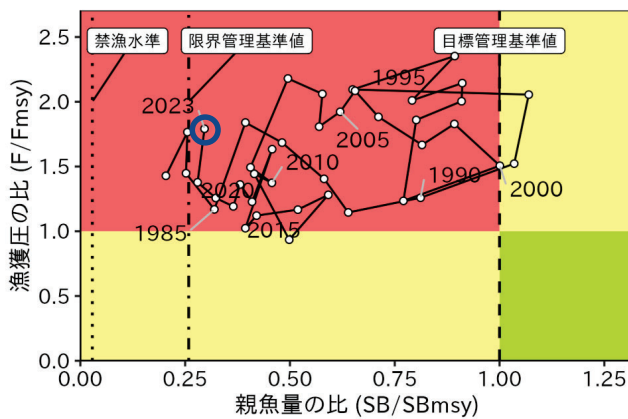


図6 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を1991年と1992年を除いて下回っている。漁獲圧（F）は、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を2012年を除いて上回っている。

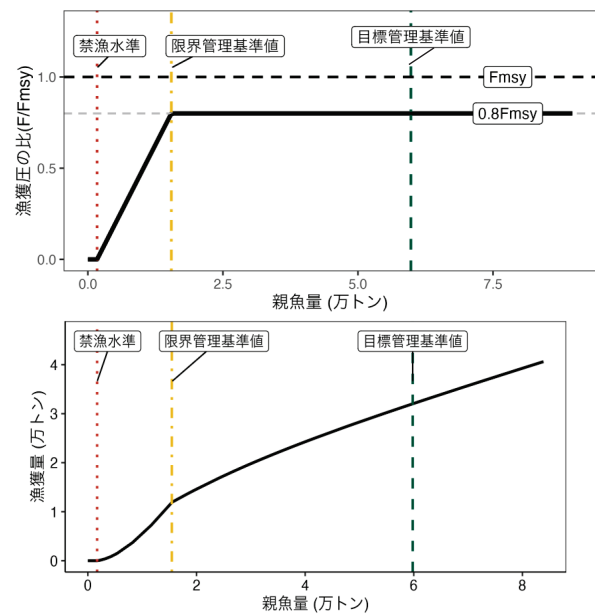


図7 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マアジ（太平洋系群）④

将来の親魚量（万トン）

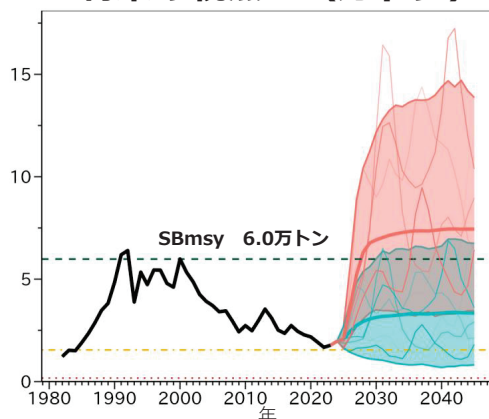
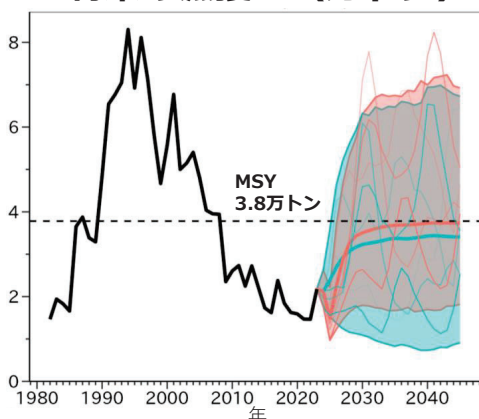


図8 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

β を0.8とした場合の漁獲管理規則に基づく将来予測結果を示す。

$\beta = 0.8$ とする漁獲管理規則での漁獲を継続することにより、平均値としては、親魚量は増加した後、SBmsyを上回る水準で推移する。漁獲量も増加した後、MSY水準付近で推移する。

将来の漁獲量（万トン）



漁獲シナリオに基づく将来予測
($\beta = 0.8$)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値

----- 限界管理基準値

..... 禁漁水準

マアジ（太平洋系群）⑤

表1. 将来の平均親魚量（万トン）		2031年に親魚量が目標管理基準値（6.0万トン）を上回る確率						
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
1.0			3.3	4.4	5.1	5.5	5.6	5.7
0.9			3.4	4.8	5.7	6.1	6.2	6.3
0.8	2.0	2.1	3.6	5.2	6.3	6.8	6.9	7.0
0.7			3.8	5.7	7.0	7.5	7.7	7.8
現状の漁獲圧			2.5	2.7	2.9	3.1	3.1	3.2
								37%
								49%
								58%
								68%
								6%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
β									
1.0			1.8	2.5	3.0	3.3	3.5	3.6	3.6
0.9			1.6	2.4	3.0	3.3	3.5	3.6	3.6
0.8	2.1		1.5	2.2	2.9	3.3	3.4	3.5	3.6
0.7			1.3	2.1	2.8	3.2	3.3	3.4	3.4
現状の漁獲圧			2.4	2.7	2.9	3.1	3.2	3.2	3.3

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 $\beta=0.8$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=1.69$ 相当）により仮定した。
この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は1.5万トン、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は58%と予測される。併せて、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧で漁獲した場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表		2025年のABC （万トン）	2025年の親魚量予測平均値 （万トン）	現状の漁獲圧に対する比 （F/F2021-2023）	2025年の漁獲割合 （%）
		1.5	2.1	0.52	27

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。



マアジ（対馬暖流系群）①

マアジは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。

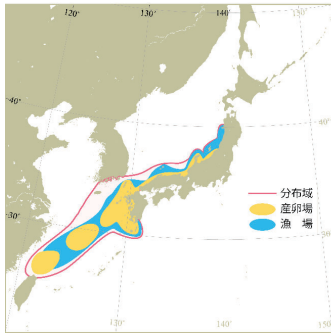


図1 分布域

東シナ海南部から日本海北部沿岸域まで広く分布する。

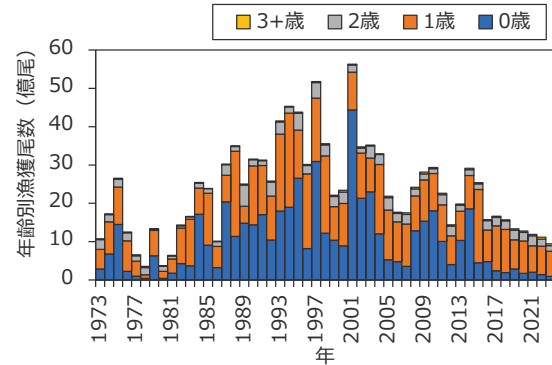
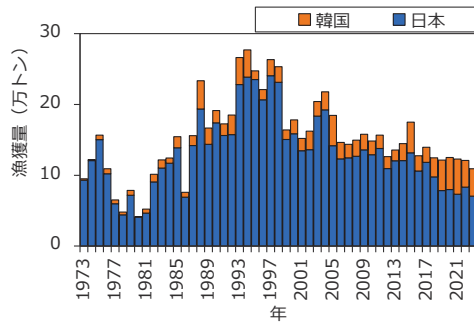


図2 漁獲量の推移

日本と韓国を合わせた漁獲量は、1980～1990年代に増加し、1988、1993～1998年には20万トンを超えた。その後、減少傾向を示したが、2006年以降はほぼ横ばいで、2023年は10.9万トンであった。そのうち日本は7.1万トン、韓国は3.9万トンであった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳魚以上が占める割合は少ない。



マアジ（対馬暖流系群）②

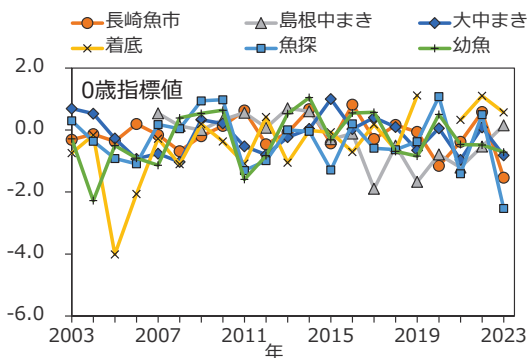
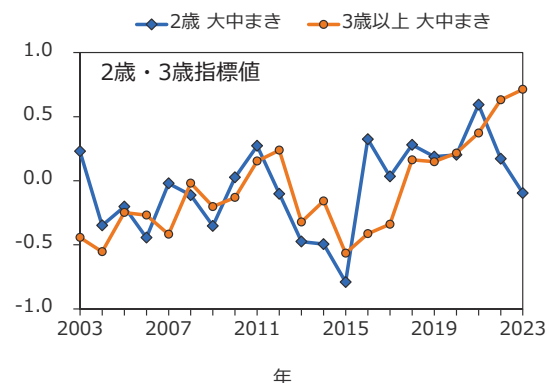
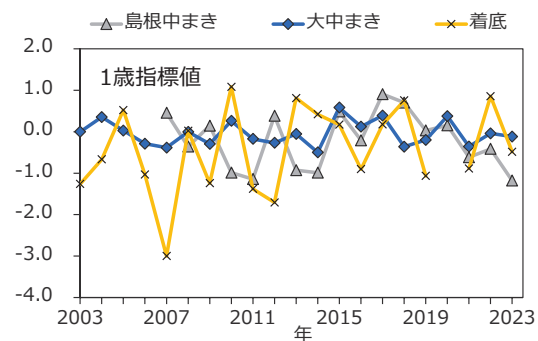


図4 年齢別資源量指標値の推移

年齢別資源量指標値には調査船調査の結果や漁況（CPUE）を反映した値を用いた（各指標値は平均値で規格化した後、対数をとって示した）。2023年は3歳魚以上の指標値以外は前年と比較して減少しているものが多かった。



マアジ（対馬暖流系群）③

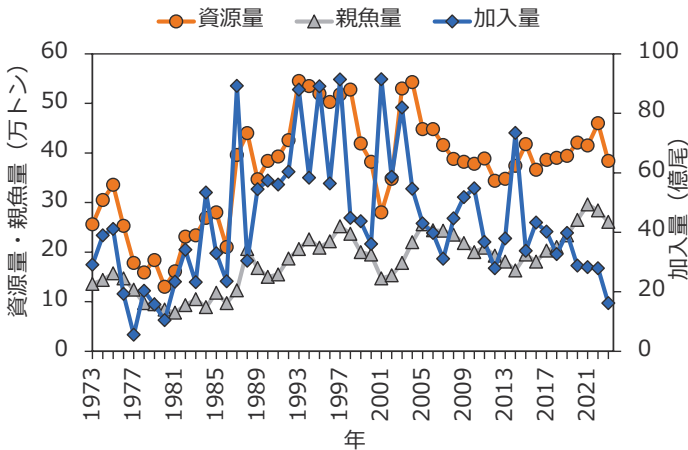


図5 資源量・親魚量・加入量

資源量は2013～2022年は34.7万～46.0万トンの範囲で推移し、2023年は38.4万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は2020年以降、30億尾を下回り、低い水準にあると推定された。親魚量は直近5年間（2019～2023年）でみると横ばい傾向で、2023年には26.1万トンであった。

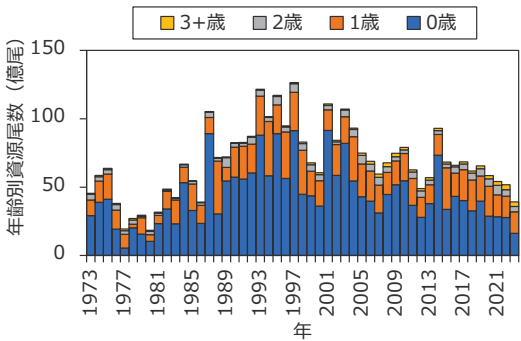


図6 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。近年では、2014年に0歳魚尾数が多かったが、2015年以降の0歳魚尾数は16億～43億尾で推移した。

マアジ（対馬暖流系群）④

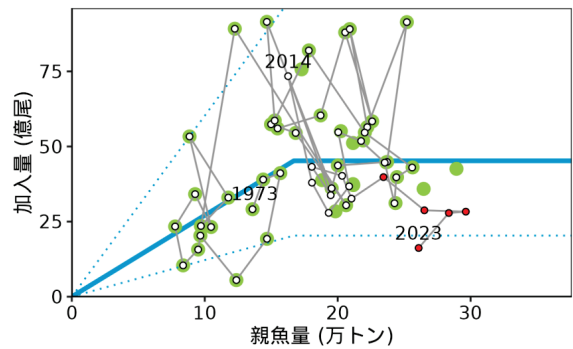


図7 再生産関係

1973～2017年の親魚量と加入量に対し、ホッパー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。なお、赤丸は直近5年の観測値である。

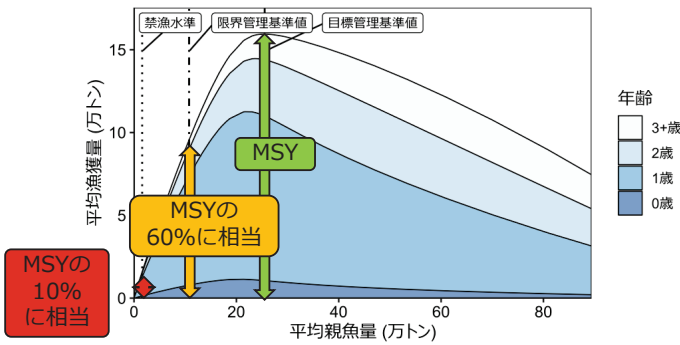


図8 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は25.4万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
25.4万トン	10.7万トン	1.6万トン	26.1万トン	15.8万トン	10.9万トン

マアジ（対馬暖流系群）⑤

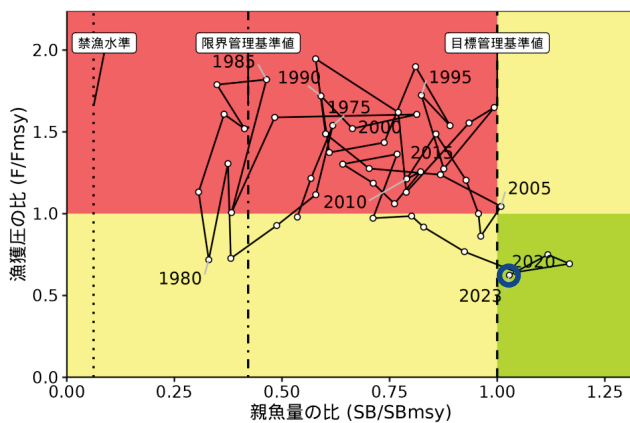


図9 神戸プロット（神戸チャート）

2020～2023年の親魚量（SB）は、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（ SB_{msy} ）を上回っている。漁獲圧（F）は、2016年以降、 SB_{msy} を維持する漁獲圧（ F_{msy} ）を下回っている。

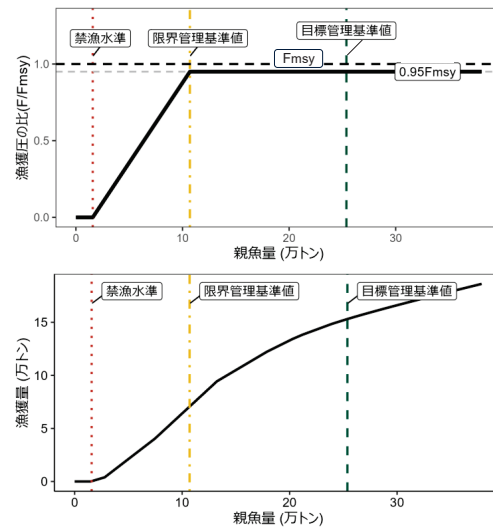


図10 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

F_{msy} に乘じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マアジ（対馬暖流系群）⑥

将来の親魚量（万トン）

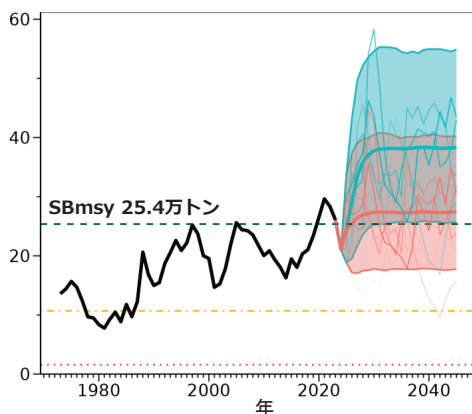
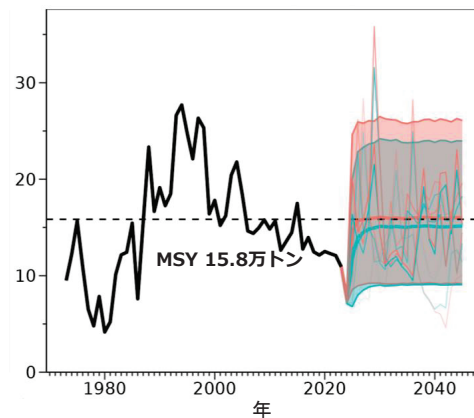


図11 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

β を0.95とした場合の漁獲管理規則に基づく将来予測結果を示す。

β ＝0.95とする漁獲管理規則での漁獲を継続することにより、平均値としては親魚量はSB $_{msy}$ を上回った後、漁獲量はMSY水準に達した後、ともに横ばいで推移する。

将来の漁獲量（万トン）



漁獲シナリオに基づく将来予測（ β ＝0.95）

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値

----- 限界管理基準値

..... 禁漁水準

マアジ（対馬暖流系群）⑦

表1. 将来の平均親魚量（万トン）			2031年に親魚量が目標管理基準値（25.4万トン）を上回る確率						
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
1.0	21.1		24.7	25.3	25.5	25.6	25.8	25.7	46%
0.95			25.4	26.5	27.0	27.2	27.4	27.4	57%
0.9		24.5	26.1	27.7	28.5	28.8	29.1	29.2	66%
0.8			27.6	30.4	31.9	32.6	33.1	33.2	84%
現状の漁獲圧			29.2	33.6	35.9	37.0	37.8	38.1	95%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
β										
1.0	7.6			15.1	16.0	16.0	16.0	16.0	16.1	16.0
0.95				14.6	15.7	15.8	15.9	16.0	16.1	16.0
0.9				14.1	15.4	15.6	15.8	15.8	16.0	15.9
0.8				13.0	14.8	15.1	15.4	15.5	15.6	15.6
現状の漁獲圧				11.8	13.9	14.5	14.8	15.0	15.1	15.1

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 β に0.95を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=0.70$ 相当）により仮定した。
この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は14.6万トン、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は57%と予測される。併せて、 β を0.8～1.0の範囲で変更させた場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年のABC （万トン）	2025年の親魚量予測平均値 （万トン）	現状の漁獲圧に対する比 （F/F2021-2023）	2025年の漁獲割合 （%）
14.6	24.5	1.35	31

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。



マイワシ（太平洋系群）①

マイワシは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち太平洋に分布する群である。

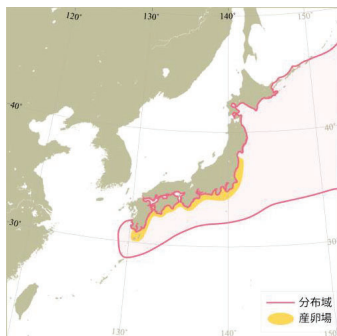


図1 分布域

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、1990年代以降は四国沖から関東近海の各地の黒潮内側域に形成されている。

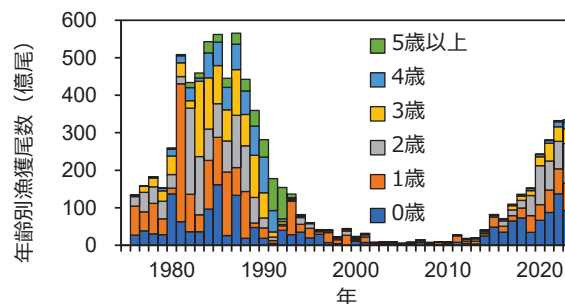


図3 年齢別漁獲尾数の推移

0、1歳魚が主体であったが、2016年以降は2歳以上の割合が増加している。推定にあたっては、中国による漁獲物の体長データも利用した。

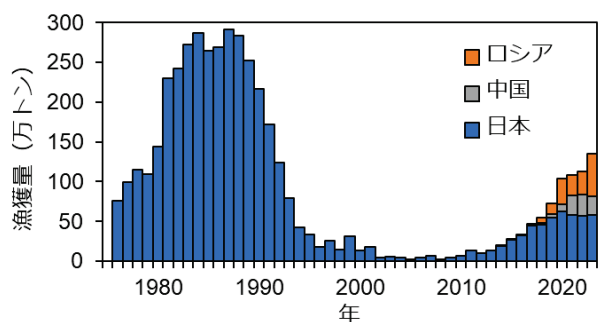


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1970年代後半に増加し、1980年代は250万トンを超える極めて高い水準で推移した。1990年代に入ると急減し、2000年代は極めて低い水準で推移した。2010年代に入ると増加傾向に転じ、2023年の日本の漁獲量は57.7万トンであった。近年、外国船による漁獲が増加しており、2023年ではロシアで54.4万トン、中国で23.3万トンの漁獲があった。

マイワシ（太平洋系群）②

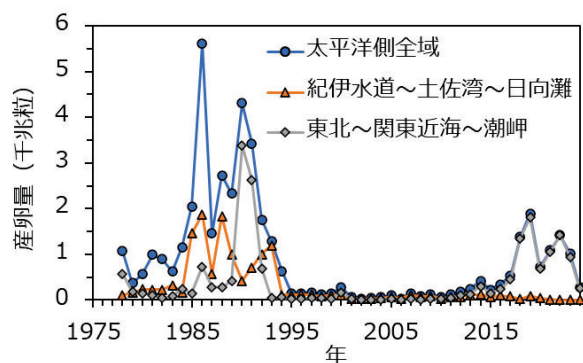
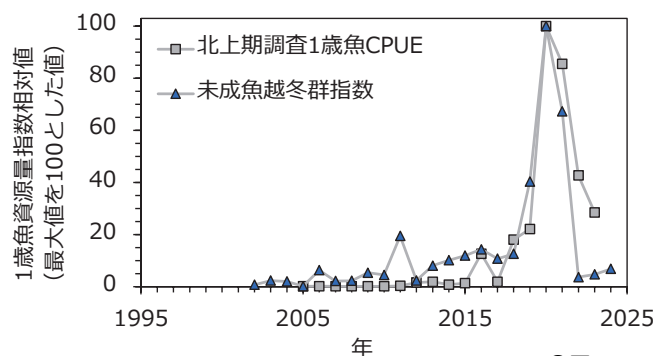
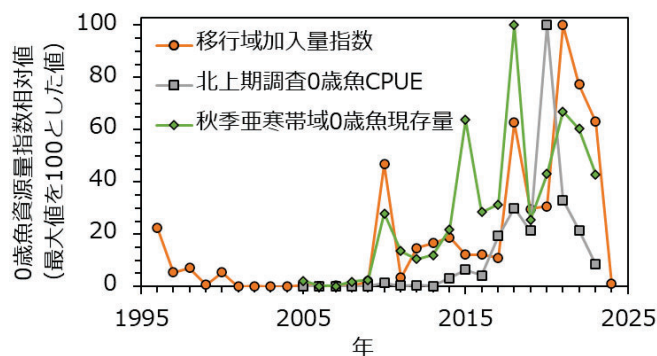


図4 資源量指標値の推移

親魚量の指標となる産卵量は、2000年代前半には極めて低い水準であった。近年は親魚量の増加を反映して産卵量も増加しており、特に潮岬以東での増加が顕著である。

加入量および1歳魚資源量の指標となる各種調査による資源量指数は、いずれの指数も、近年において高い加入量と推定される2010年級群以降に比較的高い値を示している。



マイワシ（太平洋系群） ③

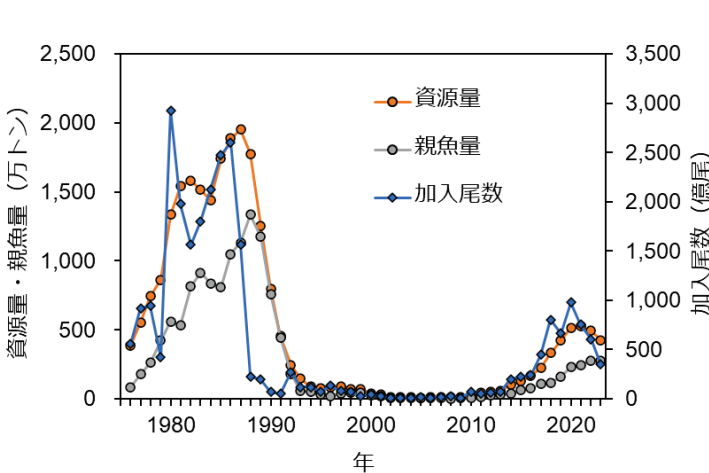


図5 資源量・親魚量・加入量の推移

資源量は、2010年以降、増加傾向にあり、2014年には100万トンを上回り、2023年は426.4万トンと推定された。親魚量も増加傾向にあり、2023年は279.1万トンと推定された。加入量（0歳魚の資源尾数）は、近年良好な水準を維持しているが、2023年は直近5年の中では比較的低い351億尾と推定された。

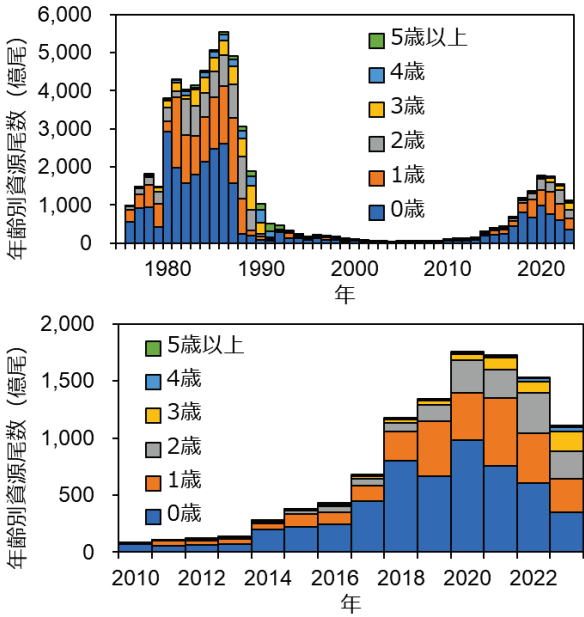


図6 年齢別資源尾数の推移

0、1歳が主体であったが、近年は、2歳以上の割合も増加しつつある。

マイワシ（太平洋系群） ④

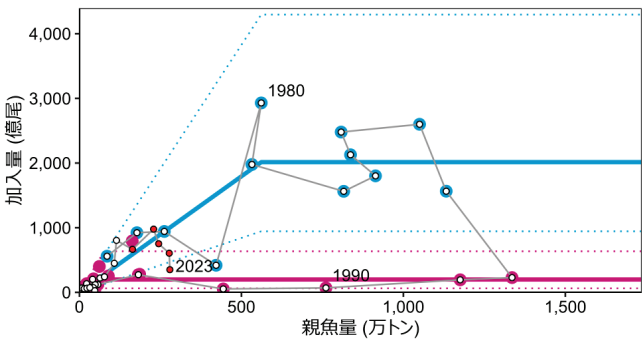


図7 再生産関係（赤線：通常加入期、青線：高加入期）

通常加入期と高加入期で分けたホッケ－・スティック型再生産関係を適用した。通常加入期（赤太線）は1988～2018年（赤丸）の、高加入期（青太線）は1976～1987年（青丸）の親魚量と加入量に基づく。図中の点線は、それぞれの再生産関係の下で、実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。赤丸、青丸は再生産関係を推定した時の観測値、枠付き白丸（直近5年は枠付き赤丸）は、2024年度資源評価で更新された観測値である。

※管理基準値および将来予測は、通常加入期の再生産関係に基づく。高加入期への移行については今後の加入状況により検討する。

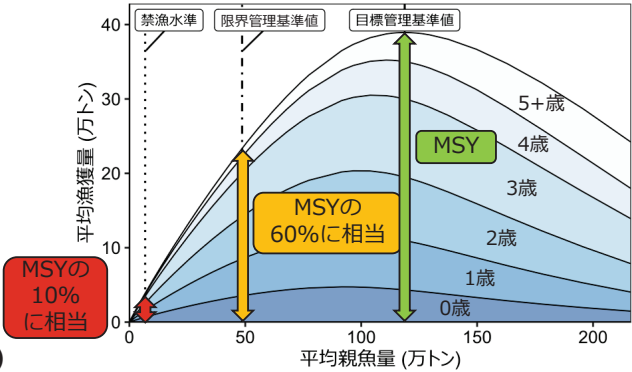


図8 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、通常加入期のホッケ－・スティック型の再生産関係に基づき118.7万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
118.7万トン	48.7万トン	6.9万トン	279.1万トン	38.9万トン	135.4万トン

マイワシ（太平洋系群）⑤

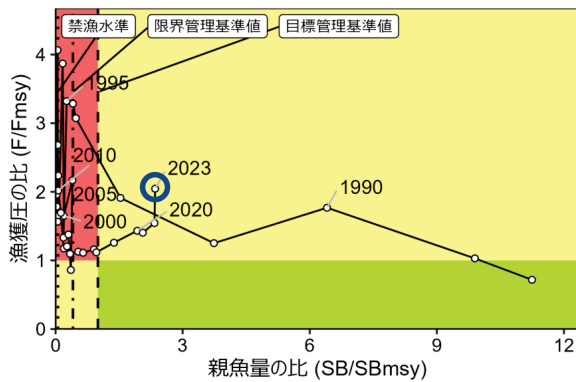


図9 神戸プロット（神戸チャート）

1988年以降、多くの年で親魚量（SB）は最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回り、漁獲圧（F）はSBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を上回っていた。近年では、漁獲圧は低下し、2012年以降はFmsyと同等の水準で推移したが、2019年以降は増加傾向にある。近年の漁獲圧の低下に伴い、親魚量は増加し、2018年以降はSBmsyを上回っている。

※管理基準値は通常加入期（1988～2018年）を適用。

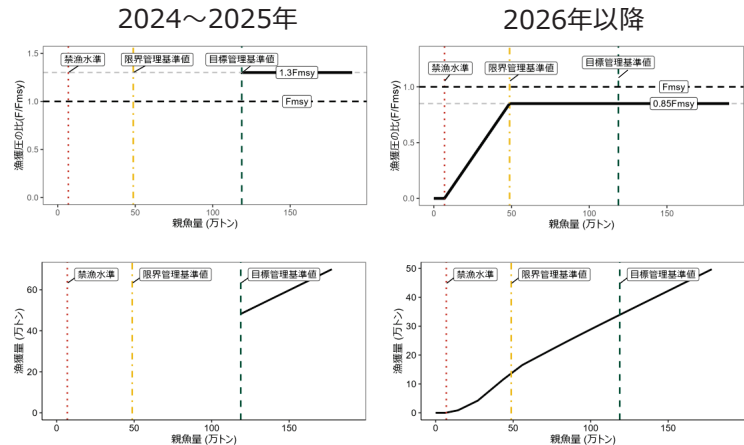


図10 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

本系群の漁獲シナリオに則った漁獲管理規則を黒い太線で示す。直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、調整係数 β は、2024～2025年は1.30、2026年以降は0.85が用いられる。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マイワシ（太平洋系群）⑥

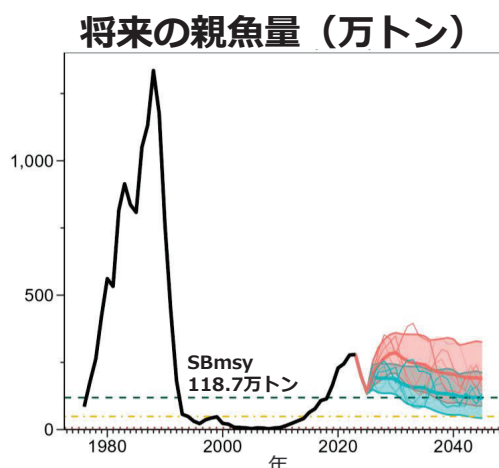
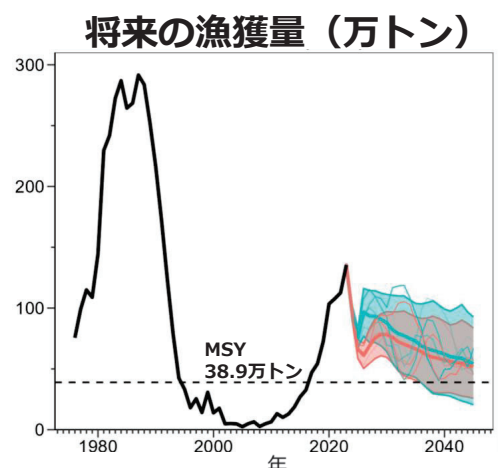


図11 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

定められた漁獲シナリオに則った漁獲管理規則に基づく将来予測結果を示す。漁獲管理規則の調整係数 β は、2025年は1.30、2026年以降は0.85となっている。本漁獲シナリオでの漁獲を継続すると、親魚量の平均値は目標管理基準値に、漁獲量の平均値はMSYに、それぞれ徐々に近づいていく。



■ 漁獲シナリオに基づく将来予測
（2025年は $\beta = 1.30$ 、2026年以降は $\beta = 0.85$ ）
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（5千回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY
----- 目標管理基準値
----- 限界管理基準値
..... 禁漁水準

マイワシ（太平洋系群）⑦

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

平均親魚量（万トン）			2031年に親魚量が目標管理基準値（118.7万トン）を上回る確率						
β （2026年～）	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
1.0	198.7	139.0	207.4	230.3	248.1	258.5	259.5	241.9	100%
0.85			207.4	239.3	265.9	281.8	285.8	268.7	100%
0.8			207.4	242.5	272.1	290.2	295.4	278.6	100%
0.7			207.4	248.9	285.2	307.9	316.0	300.1	100%
現状の漁獲圧			196.3	191.2	190.4	190.8	187.7	170.9	92%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β (2026年～)	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
1.0	96.5	66.3	70.2	76.5	81.6	83.1	81.9	79.0
0.85		66.3	61.1	69.0	75.4	78.3	78.2	76.0
0.8		66.3	58.0	66.2	73.1	76.4	76.6	74.7
0.7		66.3	51.5	60.3	67.8	71.9	72.7	71.3
現状の漁獲圧		74.9	96.8	93.5	93.3	90.8	87.8	82.2

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは2025年は親魚量が目標管理基準値を上回っていることを条件に $\beta=1.30$ 、2026年以降は $\beta=0.85$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=1.68$ 相当）により仮定した。
この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は66.3万トン、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は100%と予測される。併せて、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表（ABCは外国漁船による漁獲も含めた値）

2025年のABC （万トン）	2025年の親魚量予測平均値 （万トン）	現状の漁獲圧に対する比 （F/F2021-2023）	2025年の漁獲割合 （%）
66.3	139.0	0.77	24.8

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

- マイワシ太平洋系群の令和7管理年度TACとなる2025年のABCは、同年の資源量の予測値と漁獲シナリオ（2025年は $\beta=1.30$ ）から算定される。
- 2025年の資源量の予測値（年齢別資源量予測値の合計）は、以下の工程を経て算定される。
 ステップ1：主要港で集計した体長組成データ等を基に算出した2023年の年齢別の漁獲尾数、自然死亡係数^{注1}、資源調査で得た資源量の指標値^{注2}から年齢別の資源量や漁獲の強さを推定する（この推定方法のことをコホート解析又はVPAという）。
 ステップ2：2023年の年齢別資源量推定値から、ア）2024年の加入量は再生産関係からの仮定値、イ）2023年の年齢別の漁獲の強さの仮定値、ウ）自然死亡係数を用いて、2024年の年齢別の資源量を予測する。
 ステップ3：2024年の年齢別資源量予測値から、ア）2025年の加入量は再生産関係からの仮定値、イ）2024年の年齢別の漁獲の強さの仮定値、ウ）自然死亡係数を用いて、2025年の年齢別の資源量を予測する。
- 各年のABC算定の基礎となった資源量の予測値は2025年に減少（2023年389.4万トン→2024年389.4万トン→2025年267.8万トン）。これは、2022年以降、特に2023年の加入量の推定値（漁獲開始年齢に達した資源量。この資源については、0歳魚の資源量。）が直近10年間の中では比較的少ないことと、2022年から2023年の漁獲の強さが高いことが原因と考えられている。
- なお、2024年の資源量の予測値が前年と同値であったにもかかわらず、2024年のABCが前年より6%増加したのは、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、漁獲シナリオの β の値を変更（0.85→1.3）したことによるもの。

注1：自然要因を死亡原因とした資源量の減少率の仮定値。マイワシ太平洋系群は0.4を使用。

注2：推定された資源量と指標値が最も良く合うよう、漁獲の強さを調整する（チューニングVPA）。

マイワシ太平洋系群の年齢別平均資源量（千トン）

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
2024年度資源評価	1,686	2,232	3,330	4,224	5,169	5,266	4,922	4,264	3,107	2,678

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
2023年度資源評価	1,628	2,300	3,578	4,547	5,224	4,967	4,914	4,407	3,894	5,171

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
2022年度資源評価	1,624	2,302	3,573	4,420	4,870	4,430	4,395	3,894	4,589	4,576



マイワシ（対馬暖流系群）①

マイワシは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。

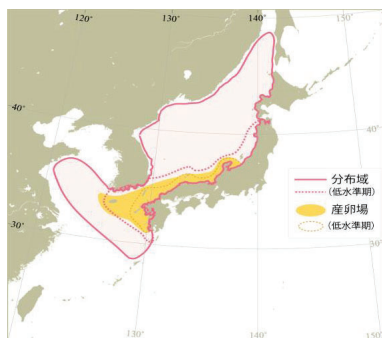


図1 分布域

東シナ海北部から日本海北部に広く分布する。産卵場は日本の沿岸。分布域、産卵場は資源量とともに変化していると考えられている。

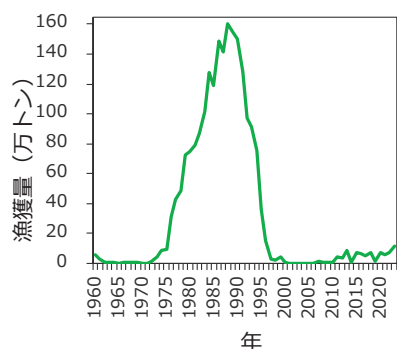


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1970年代から増加し、1983～1991年は100万トンを超えた。その後急速に減少し、2001年には1千トンとなった。2011年以降は増減しながら0.9万～8.5万トンで推移し、2023年は11.6万トンであった。

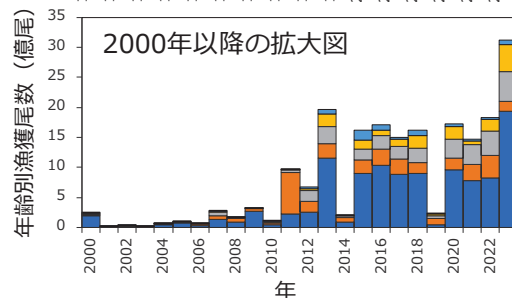
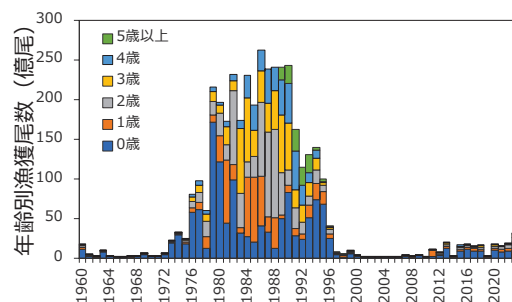


図3 年齢別漁獲尾数

漁獲物の年齢構成を尾数で見ると、0～2歳を中心に構成されている。2023年は近年では0歳の漁獲尾数が多かった。

マイワシ（対馬暖流系群）②

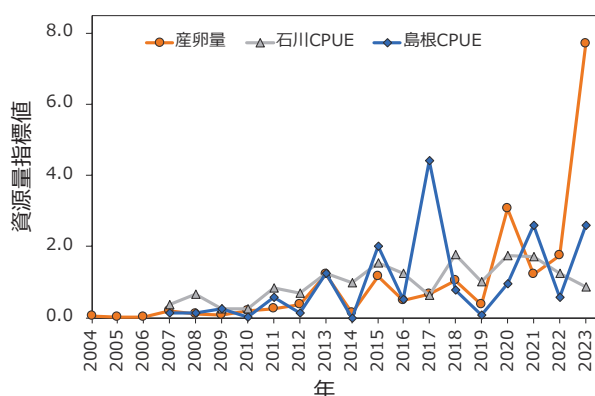


図4 資源量指標値

資源量指標値には、産卵量、石川県中型まき網CPUE（1日・1隻当たりの漁獲量）、島根県中型まき網CPUE（1網当たりの漁獲量）を用いた。すべての指標値は2010年以降、変動しながら増加傾向を示した。各指標値は全期間の平均値が1になるよう規格化している。

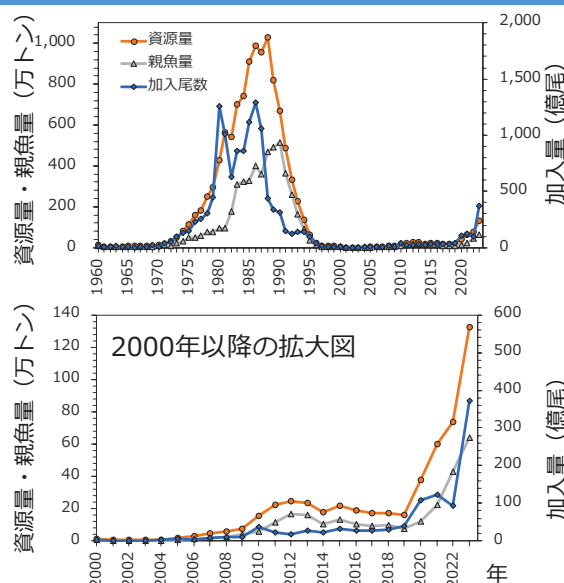


図5 資源量、親魚量と加入量

資源量および加入量（0歳魚の資源尾数）は2020年以降増加傾向にあり、2023年はそれぞれ132.5万トンおよび372億尾であった。親魚量の動向は直近5年間（2019～2023年）でみると増加で、2023年は64.2万トンであった。

マイワシ（対馬暖流系群）③

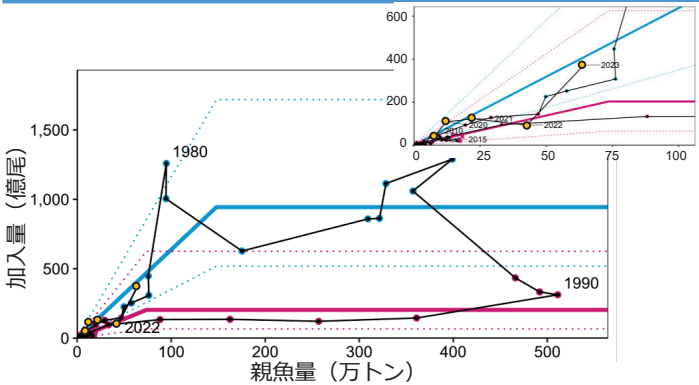


図6 再生産関係（赤線：通常加入期、青線：高加入期）

通常加入期と高加入期で分けたホッケ－・スティック型の再生産関係を適用した。通常加入期（赤太線）は1960～1975年および1988～2017年（赤丸）の、高加入期（青太線）は、1976～1987年（青丸）の親魚量と加入量に基づく。図中の点線は、それぞれの再生産関係の下で、実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

赤丸、青丸は再生産関係を推定した時の観測値、黒丸は2024年度資源評価で更新された観測値（橙色はその内の直近5年の観測値）である。

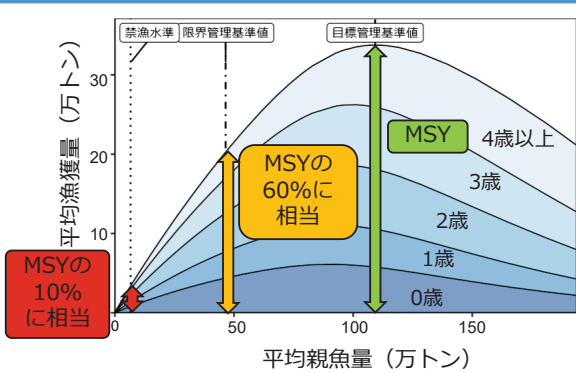


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は109.3万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

※将来予測は通常加入期の再生産関係に基づく。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
109.3万トン	46.5万トン	6.6万トン	64.2万トン	33.8万トン	11.6万トン

マイワシ（対馬暖流系群）④

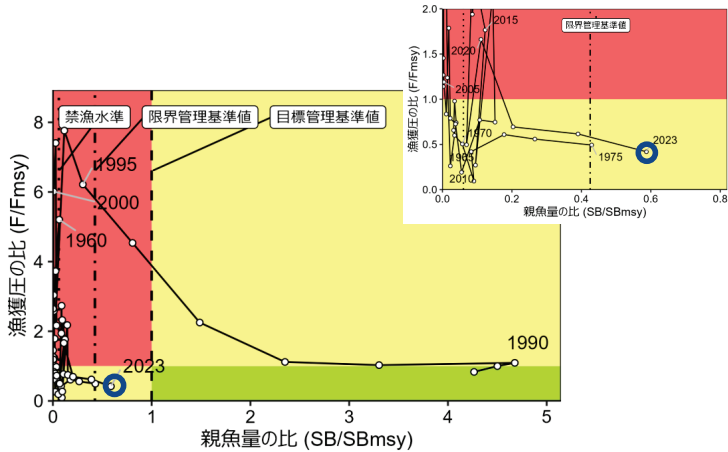


図8 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、多くの期間で最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回っており、2023年もSBmsyを下回った。漁獲圧（F）は、近年SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回っており、2023年もFmsyを下回った。

※通常加入期（1960～1975年および1988～2023年）の結果を記載。

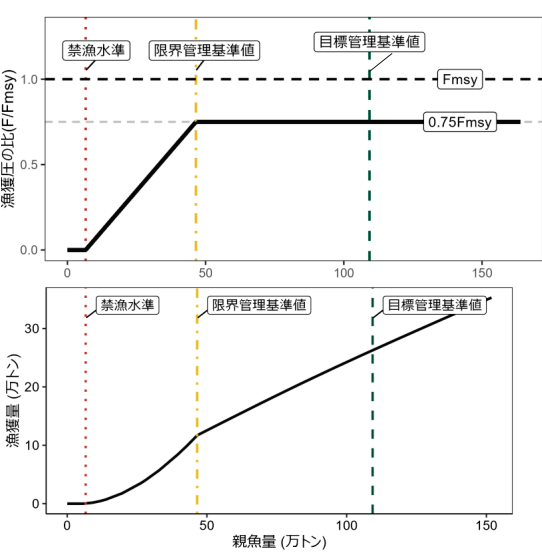
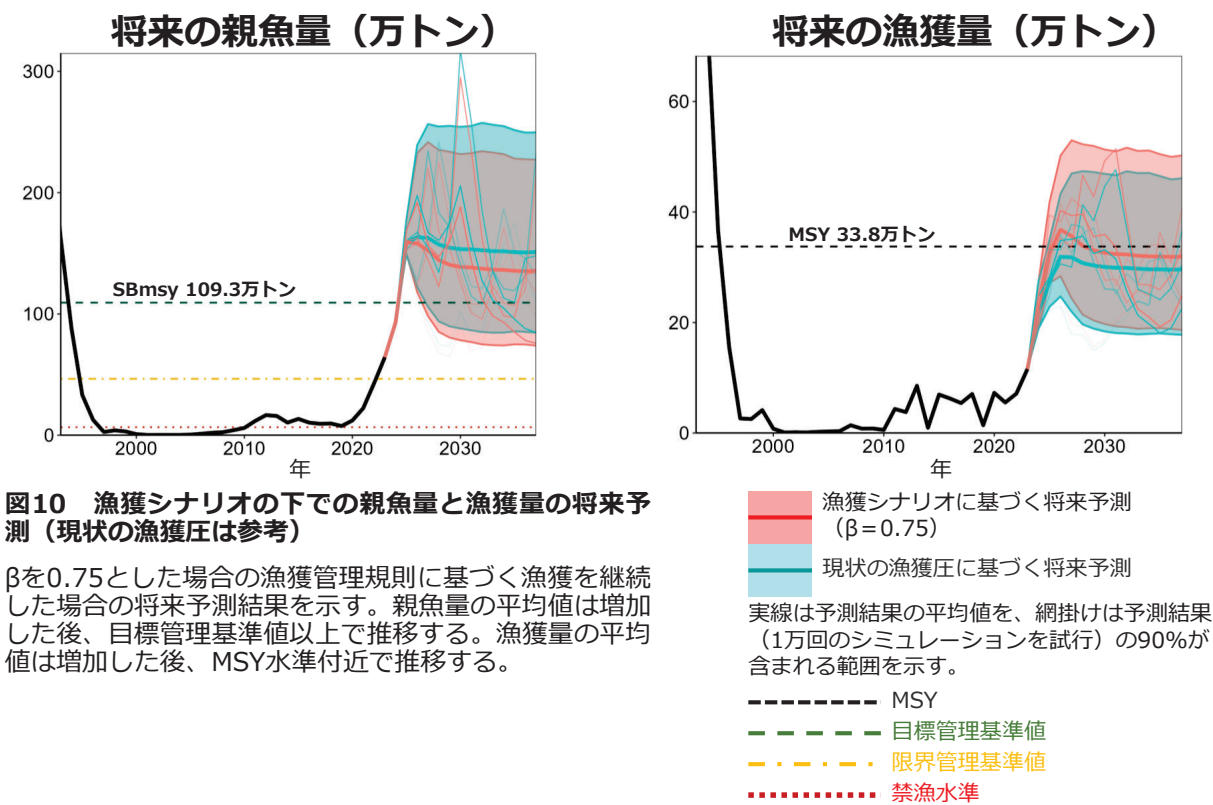


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.75とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マイワシ（対馬暖流系群）⑤



マイワシ（対馬暖流系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

2031年に親魚量が目標管理基準値（109.3万トン）を上回る確率								
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
1.00	93.1		149.1	134.8	123.4	118.1	115.5	114.6
0.80			156.3	148.7	139.9	135.6	133.6	133.1
0.75		158.9	158.2	152.4	144.4	140.5	138.7	138.3
0.70			160.1	156.2	149.1	145.7	144.0	143.8
現状の漁獲圧			163.3	162.7	157.2	154.6	153.3	153.3

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
1.00	21.7	42.0	44.6	41.1	37.8	36.4	35.6	35.2
0.80		34.5	38.5	36.9	34.8	33.9	33.4	33.1
0.75		32.6	36.8	35.7	33.9	33.1	32.6	32.4
0.70		30.6	35.0	34.3	32.8	32.1	31.7	31.5
現状の漁獲圧		27.3	31.9	31.8	30.8	30.3	30.1	29.9

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 $\beta=0.75$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=0.62$ 相当）により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は32.6万トン、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は69%と予測される。併せて、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年のABC（万トン）	2025年の親魚量予測平均値（万トン）	現状の漁獲圧に対する比（F/F2021-2023）	2025年の漁獲割合（%）
32.6	158.9	1.21	14

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。



カタクチイワシ（対馬暖流系群）①

カタクチイワシは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海から日本海側に分布する群である。



図1 分布域

日本海では日本・朝鮮半島・沿海地方の沿岸域を中心に分布する種と考えられている。これに加えて、日本海の中央部や間宮海峡以南の北西部においても本種の分布報告があることから分布域は沿岸域から沖合域まで広範囲におよぶと考えられる。

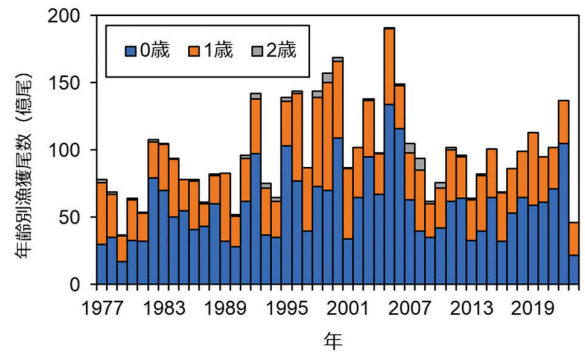


図3 年齢別漁獲尾数

漁獲尾数は0歳（青）、1歳（橙）を中心に構成されている（シラスは含まれていない）。2023年の0歳魚の漁獲尾数は大きく減少した。

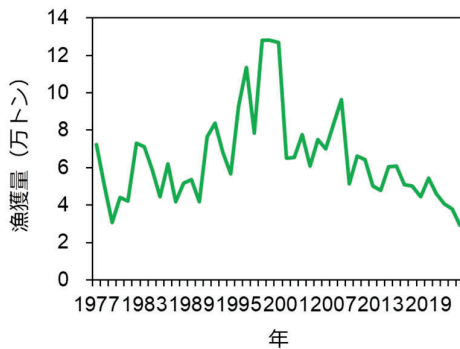


図2 漁獲量の推移

日本におけるシラスを除いた漁獲量は1990年代後半には10万トンを超えていたが、2004年には6.1万トンとなり、2005～2008年にかけて9.7万トンまで増加し、その後は3.8万～6.6万トンの範囲で推移した。2023年の漁獲量は2.9万トンであった。

カタクチイワシ（対馬暖流系群）②

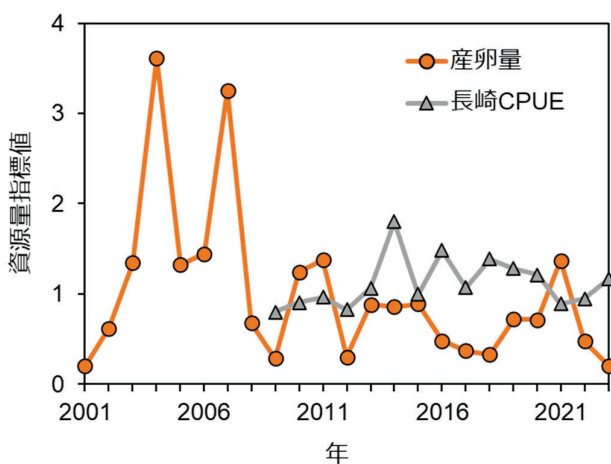


図4 資源量指標値

資源量指標値には、産卵量と長崎県における中・小型まき網の標準化CPUE（長崎CPUE）を用いた。2023年の産卵量は減少したが、長崎CPUEは前年から増加した。2023年の長崎CPUEは、漁獲物の年齢組成が変わった可能性があるため、資源量推定には用いなかった。なお、各指標値は全期間の平均値が1になるよう規格化した。

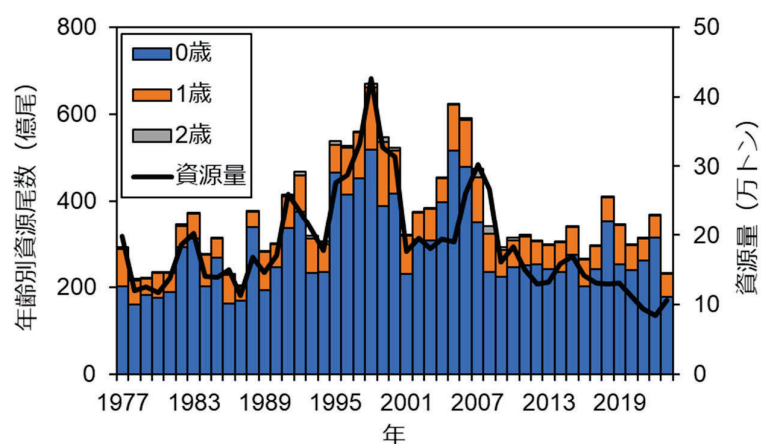


図5 資源量と年齢別資源尾数

資源の年齢組成を尾数でみると、0歳魚（青）を中心に構成されている。2023年の資源量は10.6万トンであった（シラスは含まれていない）。

なお、加入量はシラスを除く各年の0歳魚の資源尾数である。

カタクチイワシ（対馬暖流系群）③

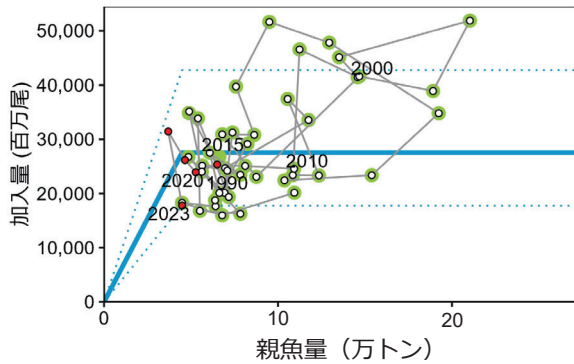


図6 再生産関係

1977～2018年の親魚量と加入量に対し、加入量の変動傾向を考慮したホッケ・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係式を推定した時の観測値、白丸は2024年度資源評価において推定された観測値、赤丸は直近5年間（2019～2023年）の観測値である。

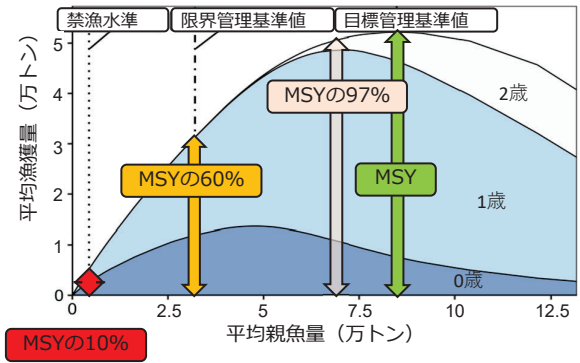


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は8.4万トンと算定される。目標管理基準値は0～1歳魚のMSYを実現する親魚量（SB97%msy）、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

SBmsy	目標管理基準値 (SB97%msy)	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の 親魚量	MSY	97%MSY	2023年の 漁獲量
8.4万トン	6.8万トン	3.2万トン	0.4万トン	4.5万トン	5.1万トン	5.0万トン	2.9万トン

カタクチイワシ（対馬暖流系群）④

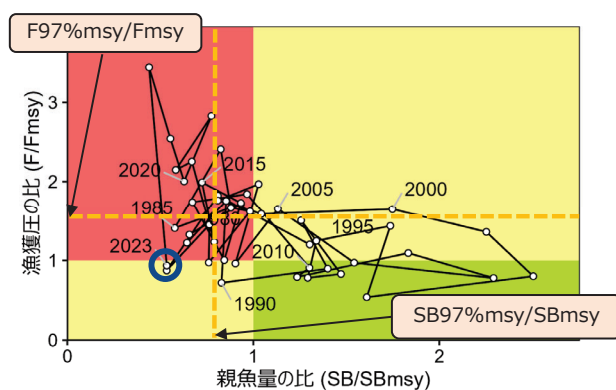


図8 神戸プロット（神戸チャート）

目標管理基準値である0～1歳魚の最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SB97%msy）のSBmsyに対する比と、SB97%msyを維持する漁獲圧（F97%msy）のFmsyに対する比を橙破線で示す。親魚量は、2015年以降、SB97%msyを下回っている。漁獲圧は、2017年以降、F97%msyを上回っていたが、2023年はF97%msyを下回った。

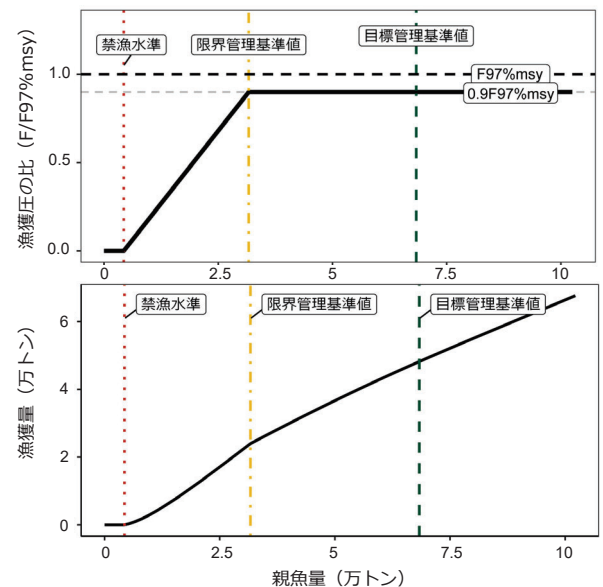


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

F97%msyに乗じる調整係数である β を0.9とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

カタクチイワシ（対馬暖流系群）⑤

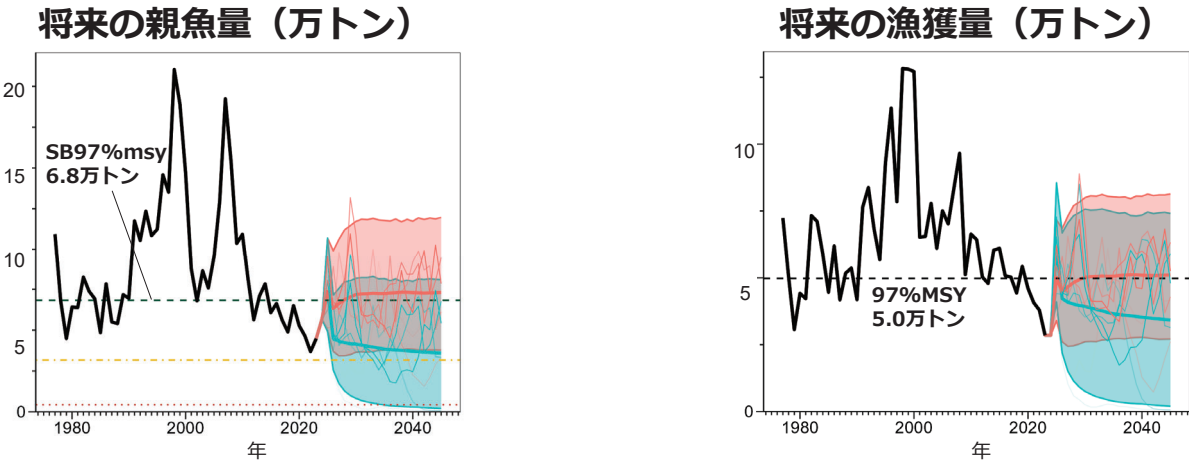
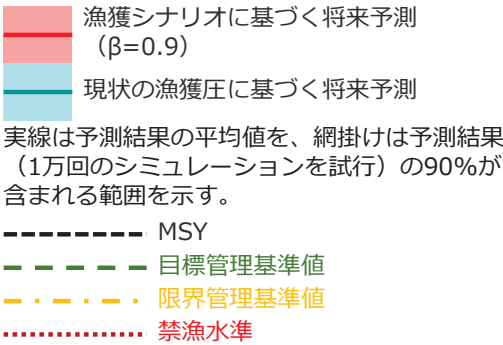


図10 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

F97%msyに乗じる調整係数である β を0.9とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値よりも高い水準、漁獲量の平均値は97%MSY付近で維持される。



カタクチイワシ（対馬暖流系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（万トン） 2034年に親魚量がSB97%msy（6.8万トン）を上回る確率

$\beta \times$ 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
1.0 $\times$ F97%msy	5.7		6.0	6.3	6.5	6.7	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	46%
0.9 $\times$ F97%msy		7.4	6.3	6.6	6.9	7.0	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	52%
0.8 $\times$ F97%msy			6.6	7.0	7.3	7.5	7.6	7.6	7.7	7.7	7.7	59%
現状の漁獲圧			4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	12%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

$\beta \times$ 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1.0 $\times$ F97%msy	2.9	5.2	4.5	4.6	4.8	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
0.9 $\times$ F97%msy		5.0	4.5	4.7	4.8	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1
0.8 $\times$ F97%msy		4.8	4.5	4.7	4.9	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
現状の漁獲圧		6.0	4.2	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.8	3.7

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、F97%msyに乗じる調整係数である β に0.9を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年の漁獲量は、2023年と同様の2.9万トン（ $\beta=0.67$ 相当）と仮定した。
この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は5.0万トン、2034年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は52%と予測される。併せて、 β を0.8～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=1.90$ 相当）を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年のABC （万トン）	2025年の親魚量予測平均値 （万トン）	現状の漁獲圧に対する比 （F/F2021-2023）	2025年の漁獲割合 （%）
5.0	7.4	0.47	37

カタクチイワシ（対馬暖流系群）⑦

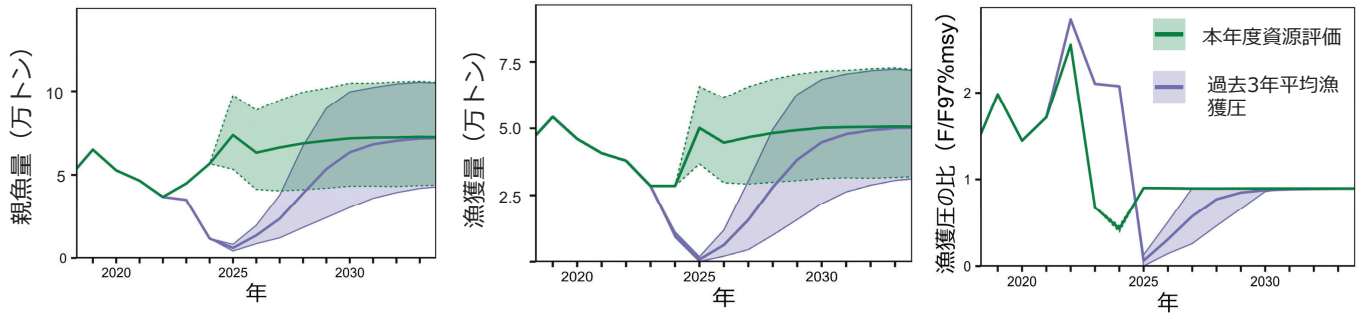


図11. 2023年の漁獲圧が過去3年平均と等しいと仮定した場合の将来の平均親魚量と平均漁獲量の推移

表4. 将来の平均親魚量（万トン）

	2023	2024	2025	2026	2027
本年度資源評価	4.5	5.7	7.4	6.3	6.6
過去3年平均漁獲圧	3.5	1.2	0.6	1.4	2.4

表5. 将来の平均漁獲量（万トン）

	2023	2024	2025	2026	2027
本年度資源評価	2.9	2.9	5.0	4.5	4.7
過去3年平均漁獲圧	2.9	1.0	0.1	0.6	1.6

2023年は東シナ海におけるマイワシの漁獲量が急激に増加したことで、イワシ類を漁獲対象とするまき網漁業などの漁業形態が変化している可能性がある。そのため、本年度の資源評価で推定された2023年における漁獲圧の低下に関しては不確実性が高いと考えられる。また2024年1～6月の漁獲量は例年に比べて非常に少なく、2024年春の産卵量も2023年より少ないため、資源状態の悪化が懸念される。

2023年の漁獲係数 F を過去3年の平均値（ $F_{2020-2022}$ ）と等しいと仮定し、資源評価と将来予測を行った（図表では過去3年平均漁獲圧と表記。網掛けは予測結果の80%が含まれる範囲）。2024年の漁獲圧は2023年と同じ（ $\beta=2.11$ 相当）と仮定し、2025年以降は調整係数である β に0.9を用いた漁獲管理規則で漁獲を行った。この場合、2025年における平均親魚量および平均漁獲量はそれぞれ0.6万トン、0.1万トンと試算された。

本年度の資源評価結果は不確実性が大きいと考えられ、また2024年前半の不漁なども考慮すると、評価結果より資源状態が悪い可能性もある。今後は資源状態を慎重に把握していく必要がある。



ウルメイワシ（対馬暖流系群）①

ウルメイワシは日本の沿岸域を中心に分布し、特に本州中部以南に多い。本系群はこのうち日本海から九州西岸に分布する群である。



図1 分布域

日本海から九州西岸にかけて分布し、沿岸域での分布が多い。

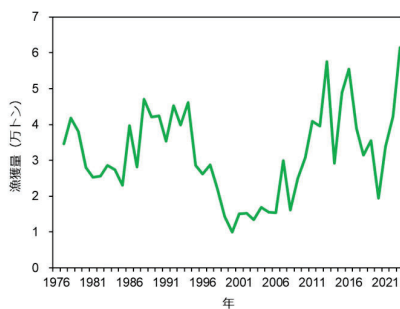
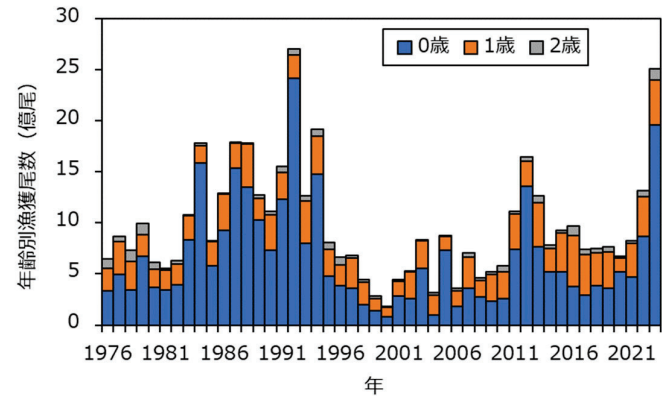


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1990年代後半から2000年にかけて1.0万トンまで減少したが、2001年以降は増加傾向にあり、2013年と2016年には5.0万トンを超えた。その後漁獲量は減少し、2020年は1.9万トンと大きく減少したが、2023年は6.2万トンであった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数でみると、0歳魚（青）、1歳魚（橙）が主体で、2歳魚が占める割合は少ない。

ウルメイワシ（対馬暖流系群）②

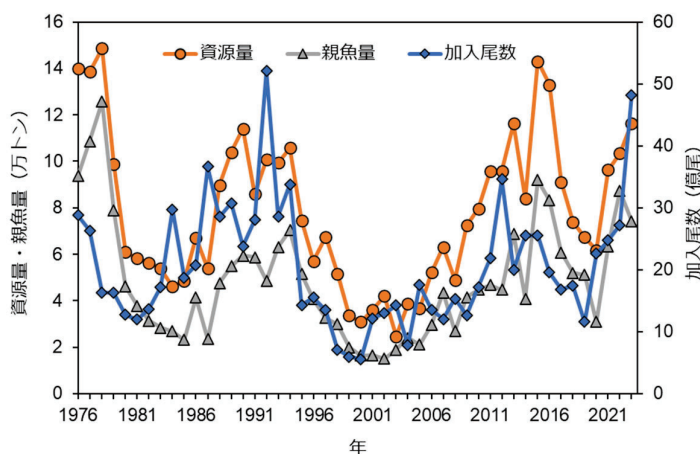


図4 資源量・親魚量・加入量

資源量は2003年以降増加して2015年には14万トンを超えた。その後減少して2020年には6.2万トンと推定されたが、2021年には再び増加して9.6万トン、2023年は11.6万トンと推定された。加入量（0歳魚の資源尾数）は2000年代半ば以降は12億～35億尾で推移し、2023年は48億尾と推定された。親魚量は直近5年間（2019～2023年）でみると増加傾向で、2023年には7.4万トンであった。

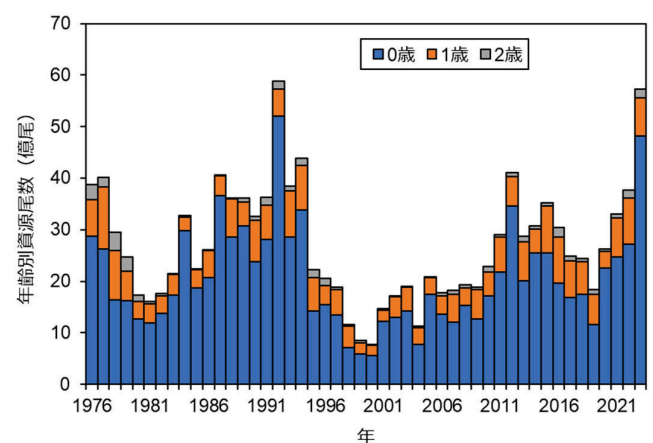


図5 年齢別資源尾数

資源尾数については、資源量と類似した変動を示しており、0歳魚（青）の占める割合が高い。

ウルメイワシ（対馬暖流系群）③

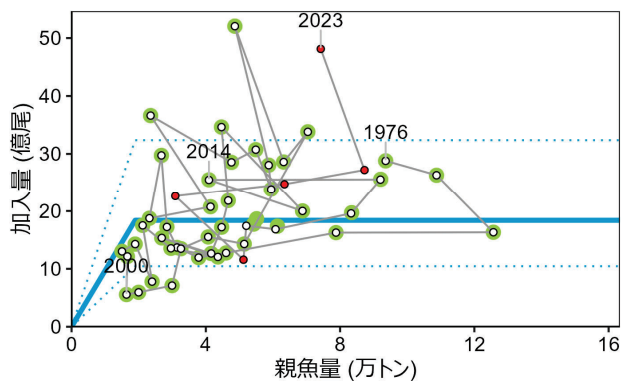


図6 再生産関係

1976～2018年の親魚量と加入量に対し、加入量の変動傾向を考慮したホッケ－・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2024年度資源評価で更新された観測値、赤丸は直近5年間（2019～2023年）の観測値である。

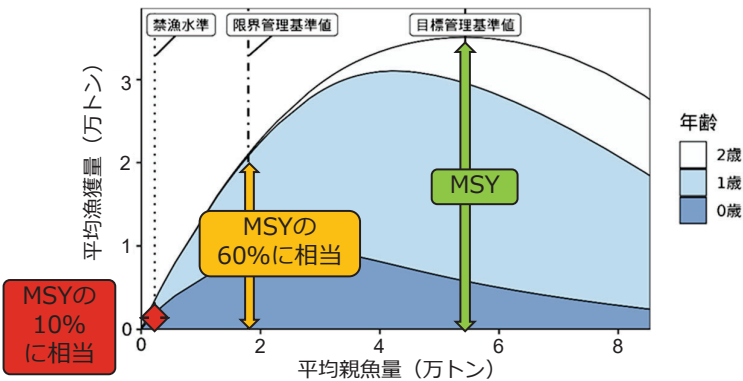


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は5.4万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
5.4万トン	1.8万トン	0.2万トン	7.4万トン	3.5万トン	6.2万トン

ウルメイワシ（対馬暖流系群）④

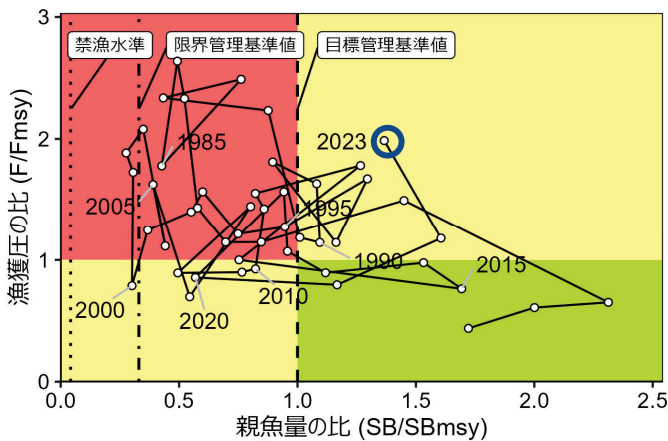


図8 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、2023年に、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を上回っていた。2023年の漁獲圧（F）は、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を上回っていた。

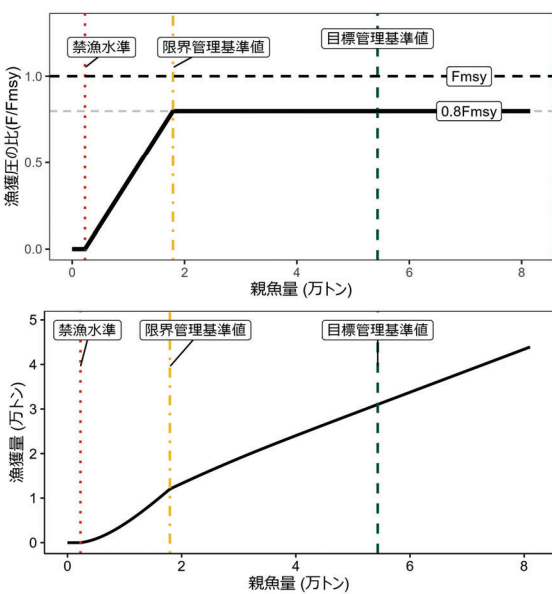
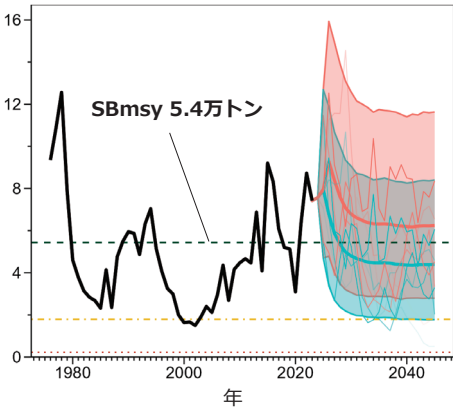


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

ウルメイワシ（対馬暖流系群）⑤

将来の親魚量（万トン）



将来の漁獲量（万トン）

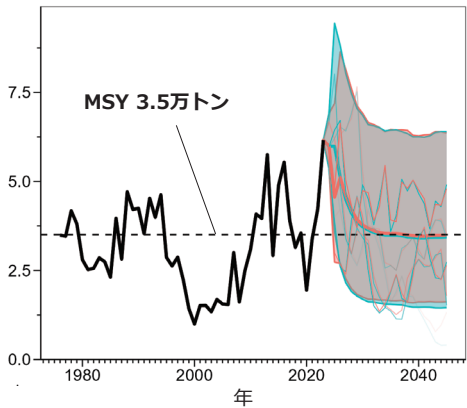


図10 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

βを0.8とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値はSBmsyを上回る水準で、漁獲量の平均値はMSY水準で推移する。

漁獲シナリオに基づく将来予測 (β=0.8)
現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY
----- 目標管理基準値
----- 限界管理基準値
..... 禁漁水準

ウルメイワシ（対馬暖流系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

2034年に親魚量が目標管理基準値（5.4万トン）を上回る確率

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
1.0	7.6	8.0	8.3	7.3	6.7	6.2	6.0	5.8	5.7	5.6	5.6	44%
0.9			8.8	7.8	7.1	6.6	6.4	6.2	6.1	6.0	5.9	50%
0.8			9.3	8.4	7.6	7.1	6.8	6.6	6.5	6.4	6.3	55%
0.7			9.9	9.0	8.2	7.6	7.3	7.1	7.0	6.8	6.8	62%
現状の漁獲圧			6.8	5.9	5.4	5.0	4.8	4.7	4.6	4.5	4.5	25%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1.0	6.0	5.1	5.2	4.6	4.2	4.0	3.8	3.7	3.7	3.6	3.6
0.9		4.9	5.2	4.7	4.2	4.0	3.8	3.7	3.7	3.6	3.6
0.8		4.6	5.1	4.6	4.2	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	3.5
0.7		4.2	5.0	4.6	4.1	3.9	3.7	3.6	3.6	3.5	3.5
現状の漁獲圧		6.0	5.1	4.5	4.1	3.9	3.7	3.6	3.6	3.5	3.5

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、βに0.8を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均：β=1.39相当）により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は4.6万トン、2034年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は55%と予測される。併せて、βを0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年のABC（万トン）	2025年の親魚量予測平均値（万トン）	現状の漁獲圧に対する比（F/F2021-2023）	2025年の漁獲割合（%）
4.6	8.0	0.58	37

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。



カタクチイワシ（太平洋系群）①

カタクチイワシは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。



図1 分布域

太平洋の沿岸域から沖合域にかけて広く分布する。産卵も、沿岸～沖合の広い海域で行われる。資源が少ない時代は、沖合域における分布量は少ない。

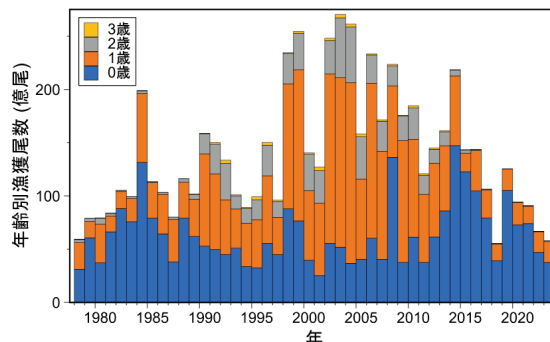


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数で見ると、1990～2013年には2歳（灰）と3歳（黄）が概ね10%以上含まれていたが、2014年以降は0歳（青）と1歳（橙）が漁獲物の大部分（97%以上）を占める。

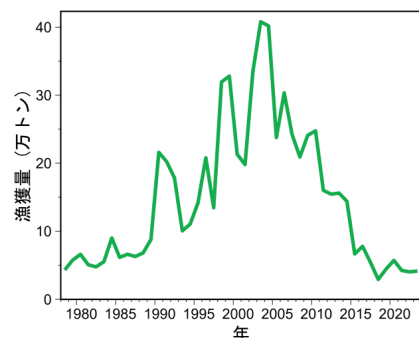


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1990年に急増し20万トンを上回り、2003年には過去最高の40.8万トンとなった。その後は減少傾向を示したが、近年は横ばい傾向にあり、2023年は4.1万トンであった。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（太平洋系群）②

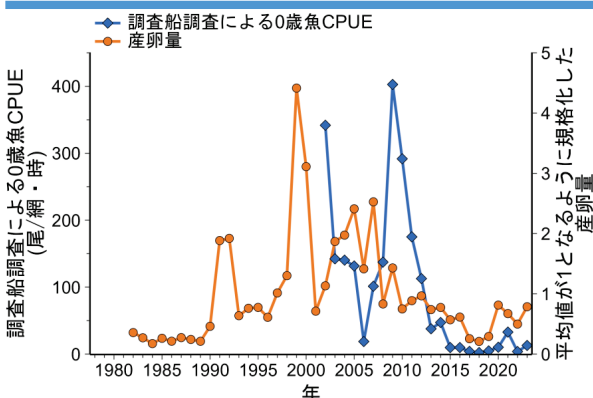


図4 資源量指標値の推移

親魚量の指標である調査船調査による産卵量は、1990年代に増加傾向を示した後、2000年代以降減少傾向を示し、2017～2019年には低い水準で推移したが、2020年以降は比較的高い値となっている。加入量の指標である調査船調査による0歳魚CPUE（北西太平洋で5～7月に実施している中層トロール調査において1曳網1時間あたりに採集された尾数）は、2015年以降、低い水準で推移しているが、2021年には比較的高い値を示した。

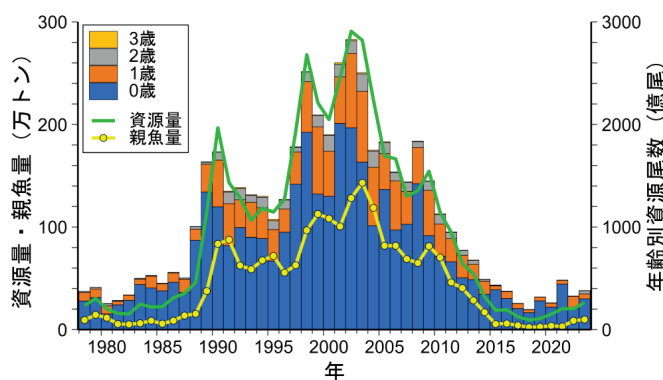


図5 資源量、親魚量および年齢別資源尾数の推移

資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）と1歳（橙）を中心に構成されている。加入量（0歳の資源尾数）、資源量（緑折れ線）および親魚量（黄折れ線、丸印付き）は2000年代中盤から減少傾向にあったが、2019年以降は増加傾向にあり、2023年の資源量は26.2万トン、親魚量は9.8万トンであった。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（太平洋系群）③

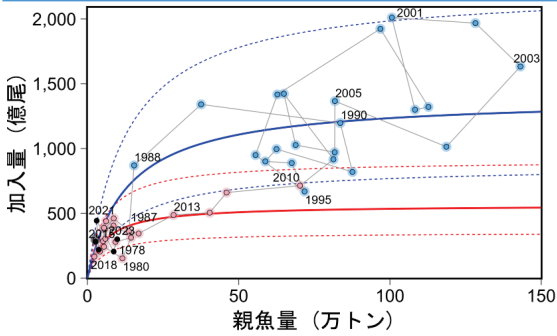


図6 再生産関係

通常加入期と高加入期で分けたベバートン・ホルト型再生産関係を適用した。通常加入期（赤太線）は、1978～1987年および2010～2018年（赤丸）の、高加入期（青太線）は、1988～2009年（青丸）の親魚量と加入量に基づく。図中の点線は、それぞれの再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。灰丸は2020年度評価に基づく2019年の観測値、枠線のみ丸および黒丸は2024年度評価で更新された観測値である。

※将来予測は通常加入期の再生産関係に基づく。

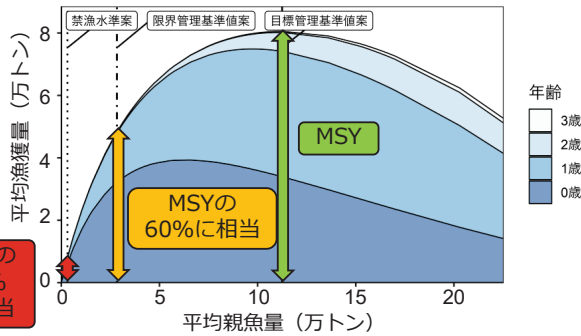


図7 管理基準値案と禁漁水準案

通常加入期における最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は11.2万トンと算定された。当該加入期における目標管理基準値としてはSBmsyを、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量を、禁漁水準としてはMSYの10%が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
11.2万トン	2.8万トン	0.3万トン	9.8万トン	8.1万トン	4.1万トン

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（太平洋系群）④

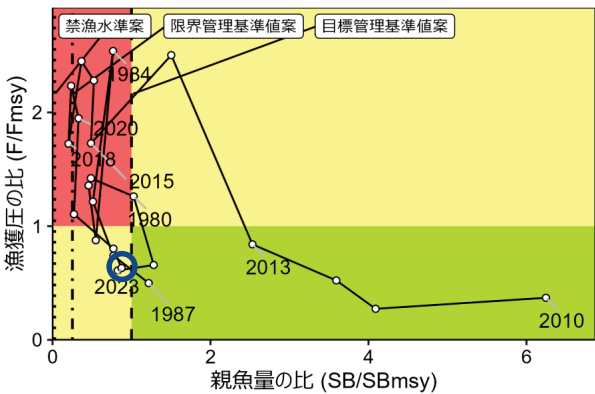


図8 神戸プロット（神戸チャート）

2010年以降では、親魚量（SB）は、2010～2014年に最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を上回った後、2015～2023年には下回った。漁獲圧（F）は2010～2013年にはSBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回った後、2014～2021年には上回ったが、2022年以降はFmsyを下回っている。

※ 通常加入期（1978～1987年および2010～2023年）の結果を記載。

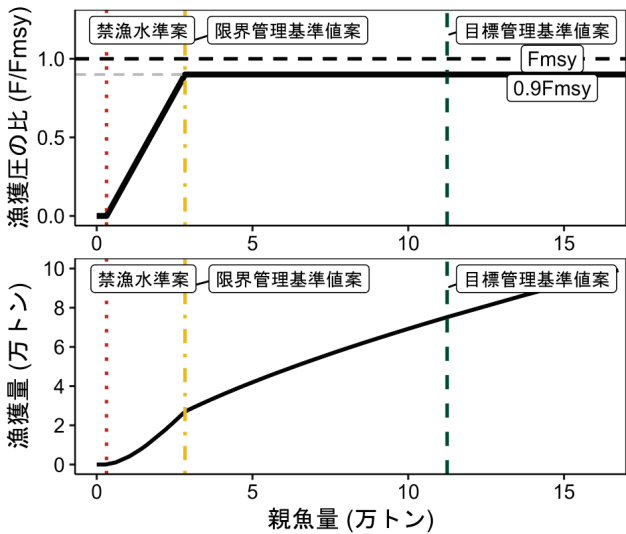


図9 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.9とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（太平洋系群）⑤

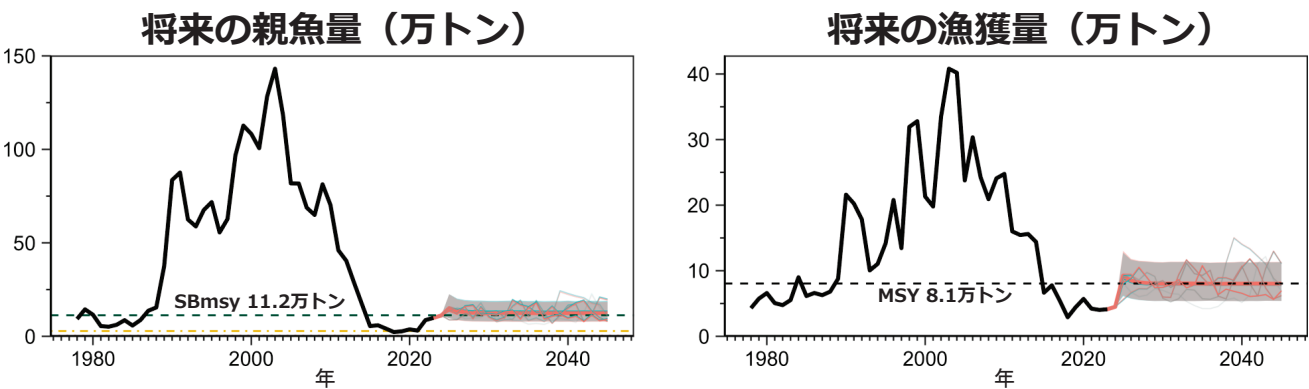


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

βを0.9とした場合の漁獲管理規則案に基づく将来予測結果を示す。

βを0.9とした漁獲管理規則案での漁獲を継続した場合、平均値としては、親魚量は目標管理基準値案よりも高い水準で推移するとともに、漁獲量はMSY付近で推移する。

漁獲管理規則案に基づく将来予測（β=0.9の場合）

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値案

----- 限界管理基準値案

..... 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（太平洋系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（万トン）					2035年に親魚量が目標管理基準値案（11.2万トン）を上回る確率								
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0	11.1	15.0	12.7	11.9	11.5	11.4	11.3	11.3	11.3	11.4	11.3	11.3	46%
0.9			13.5	12.8	12.6	12.5	12.4	12.4	12.4	12.5	12.4	12.4	60%
0.8			14.3	13.9	13.7	13.7	13.6	13.6	13.6	13.7	13.6	13.6	73%
0.7			15.1	15.0	15.0	15.0	14.9	15.0	15.0	15.1	15.0	15.0	85%
現状の漁獲圧			13.7	13.1	12.9	12.8	12.7	12.7	12.8	12.8	12.8	12.8	64%

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	4.5	9.9	8.8	8.3	8.2	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
0.9		9.2	8.5	8.2	8.1	8.1	8.0	8.0	8.1	8.1	8.0	8.0
0.8		8.5	8.2	8.0	8.0	7.9	7.9	7.9	7.9	8.0	7.9	7.9
0.7		7.8	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	7.7	7.7
現状の漁獲圧		9.0	8.4	8.2	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、βを0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均：β=0.87相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は2019～2023年の平均漁獲量とし、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

β=0.9とした場合、2025年の平均漁獲量は9.2万トン、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は60%と予測される。また、βが0.9以下であれば、2035年の親魚量は目標管理基準値案を50%以上の確率で上回ると予測される。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。



カタクチイワシ（瀬戸内海系群）①

カタクチイワシは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち主に瀬戸内海に分布する群である。



図1 分布域

瀬戸内海で発生した個体に加え、太平洋で発生した個体も一部含まれる。後者については、春季に薩南海域から紀伊水道外域で生まれた個体の一部が、黒潮によって輸送され、瀬戸内海に来遊する。

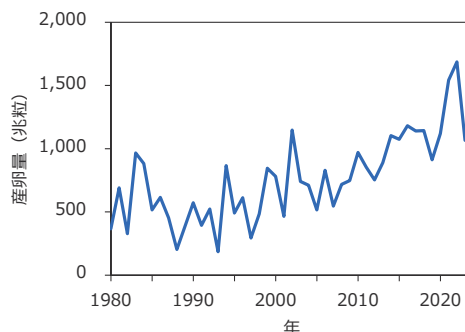


図3 産卵量の推移

瀬戸内海における産卵量は、185兆～1,686兆粒（平均757兆粒）で推移している。年ごとの変動は激しいが、1990年代後半以降は増加傾向にあり、2023年は1,065兆粒であった。

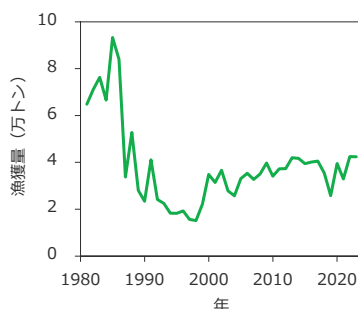


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1985年に9.3万トンで最大となった後、減少傾向を示し、1998年には1.5万トンまで減少した。その後は緩やかな増加傾向にあり、2023年の漁獲量は4.2万トンであった。

※本評価における漁獲量はすべて漁業・養殖業生産統計における「かたくちいわし」銘柄の漁獲量からシラス（1～2月齢魚）分を除いた値に相当する。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（瀬戸内海系群）②

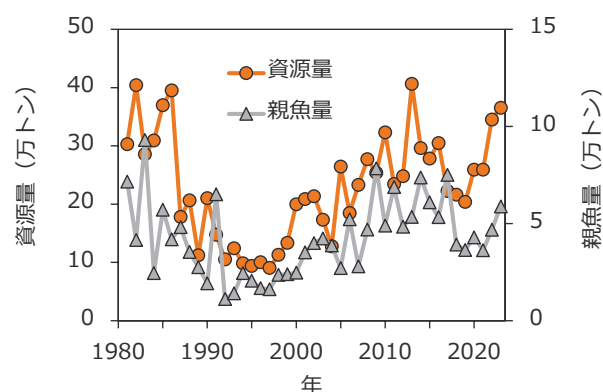


図4 資源量と親魚量

資源量は、1987年に急減した後、1997年には9.1万トンまで減少した。その後は増加傾向を示し、2023年には36.6万トンとなった。親魚量は、1983年の9.3万トンから概ね減少傾向を示し、1992年には1.1万トンまで減少した。その後は増加傾向を示し、2023年の親魚量は5.9万トンとなった。

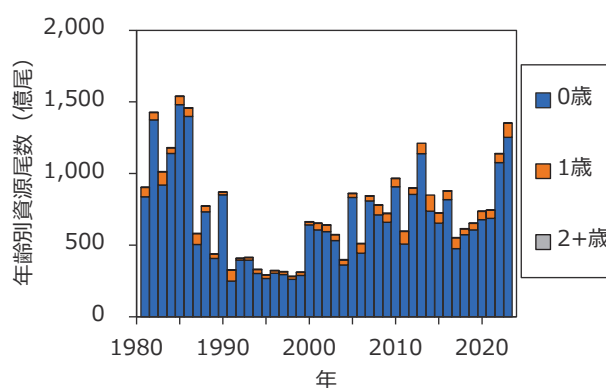


図5 年齢別資源尾数

年齢別資源尾数は、0歳魚（青）を中心に構成されている。加入量（0歳魚の資源尾数）は、1987年に急減し、1990年代は低い水準で推移した。2000年代以降は概ね増加傾向を示し、2023年の加入量は1,253億尾であった。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（瀬戸内海系群）③

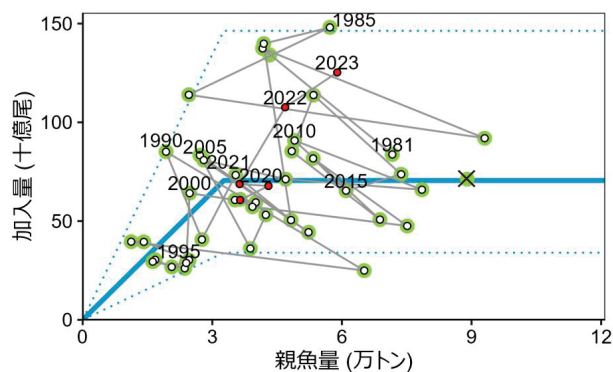


図6 再生産関係

1981～2020年の親魚量と加入量に対し、ホッケースティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

2021年（×）を除く黄緑丸は再生産関係式を推定した時の観測値、白丸と赤丸は2024年度資源評価で更新された観測値である（赤丸は直近5年の値）。図中の数字は加入年を示す。

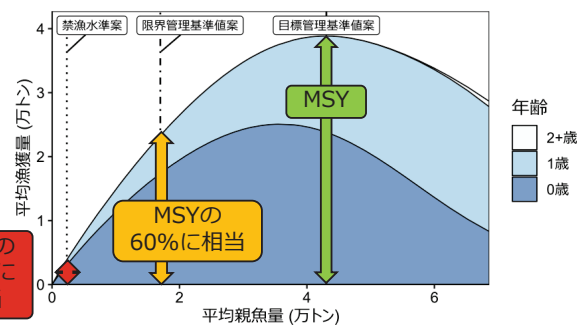


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は4.3万トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
4.3万トン	1.7万トン	0.2万トン	5.9万トン	3.9万トン	4.2万トン

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（瀬戸内海系群）④

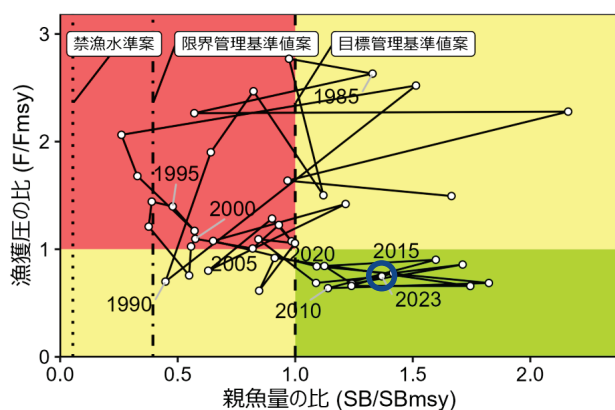


図8 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、2008年以降は2018～2019年と2021年を除いて最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を上回っている。漁獲圧（F）は、2008年以降は2020～2021年を除いてSBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回っている。

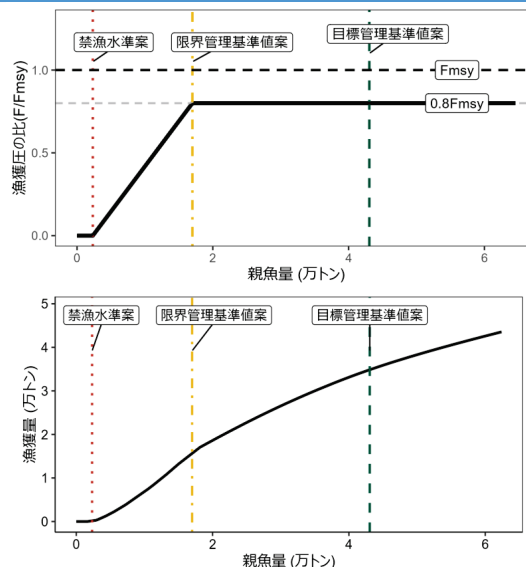
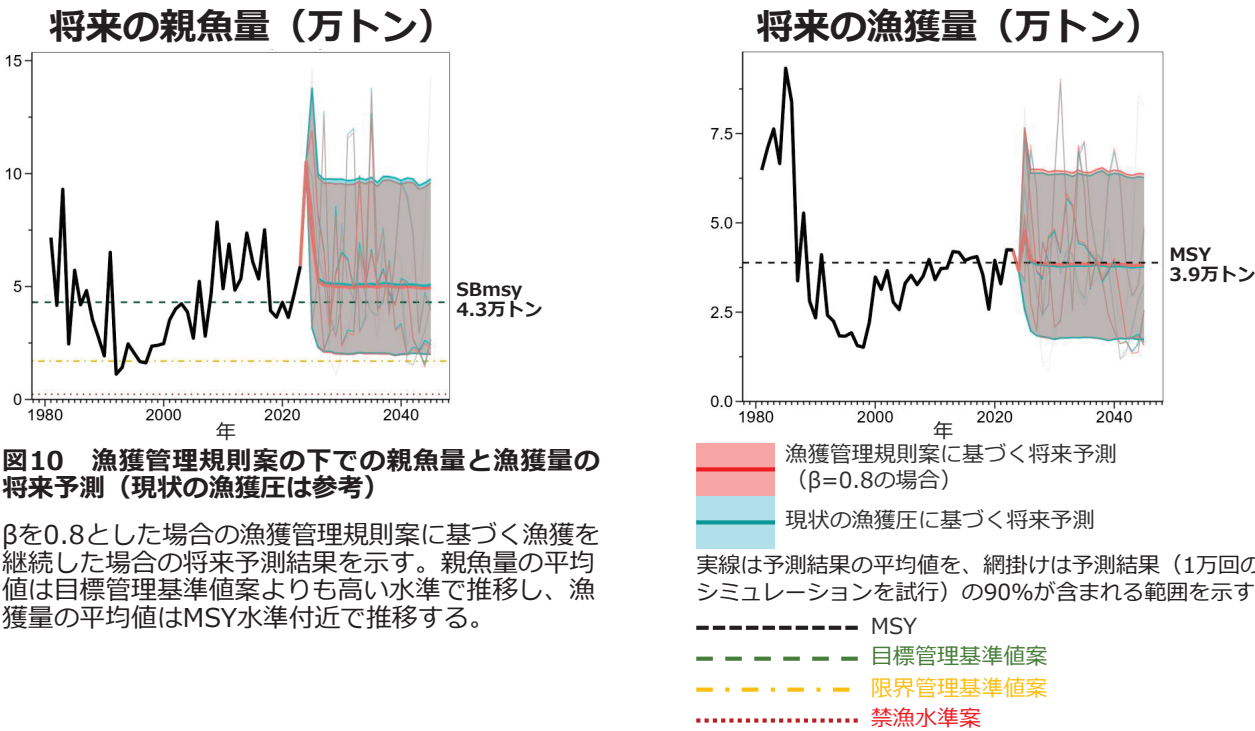


図9 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（瀬戸内海系群）⑤



本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

カタクチイワシ（瀬戸内海系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（万トン）				2035年に親魚量が目標管理基準値案（4.3万トン）を上回る確率									確率
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0	10.5	7.3	4.8	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	
0.9			5.0	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	
0.8			5.3	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
0.7			5.5	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	
現状の漁獲圧			5.3	5.2	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	
													44%
													49%
													54%
													59%
													56%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）												
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	3.7	5.2	4.2	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
0.9		5.0	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
0.8		4.8	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8
0.7		4.5	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7
現状の漁獲圧		4.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、βを0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2018～2022年の平均：β＝0.86相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は直近5年間（2019～2023年）の平均漁獲量3.7万トンと仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。β＝0.8とした場合、2025年の平均漁獲量は4.8万トン、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は54%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。



マダイ（日本海西部・東シナ海系群）①

マダイは北海道から九州にかけて広範囲に分布し、本系群はこのうち日本海西部から東シナ海の沿岸を中心に分布する群である。本海域では人工種苗放流が1970年代後半から実施されている。

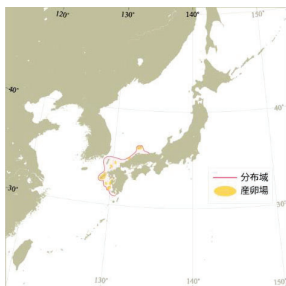


図1 分布域

日本海西部から東シナ海の沿岸を中心に分布し、1～3歳魚は春季の接岸と秋季の離岸を繰り返す。4歳以上の成魚は等深線に沿って、広域的に回遊すると推定されている。

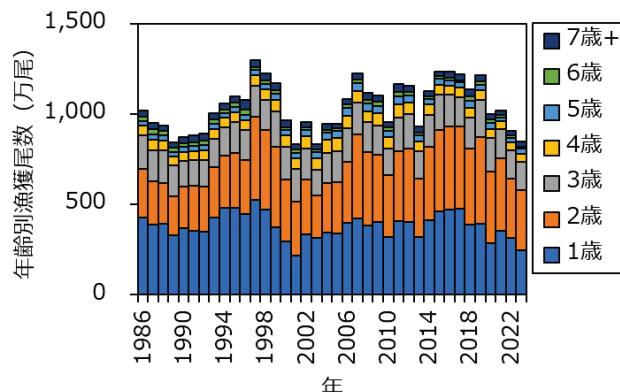


図3 年齢別漁獲尾数の推移

1986年から現在に至るまでの漁獲尾数は、小幅な増減を繰り返しながら、835万～1,300万尾の範囲で推移し、2023年は846万尾であった。年齢別に見ると1～3歳魚が漁獲物の多くを占め、2023年は1歳魚29%、2歳魚39%、3歳魚19%であった。

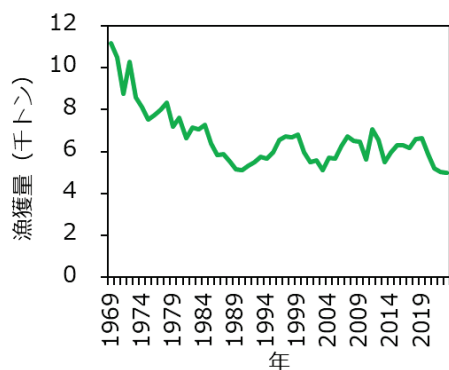


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1969～1985年に減少した後、1986年以降は5.0千～7.1千トンの範囲で推移し、2023年の漁獲量は4,969トンであった。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）②

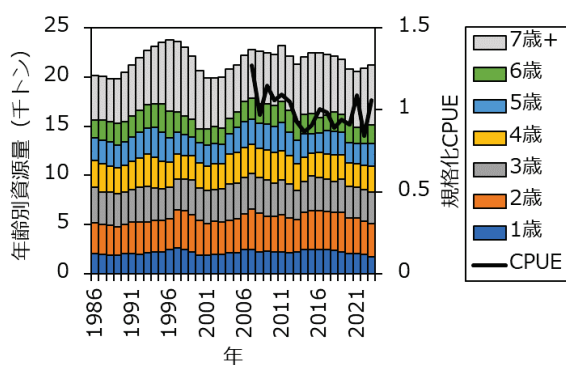


図4 年齢別資源量とCPUEの推移

1986年から現在に至るまでの資源量（1歳以上）は、小幅な増減を繰り返しながら、19.8千～23.8千トンの範囲で推移し、2023年は21.2千トンであった。2007年以降のCPUE（島根県大型定置網1日1経営体当たりの漁獲量を規格化したもの）は、2014年まで減少傾向で推移し、以降は全体としては横ばい傾向を示しているが、2020年以降は年単位の増減が大きくなっていた。

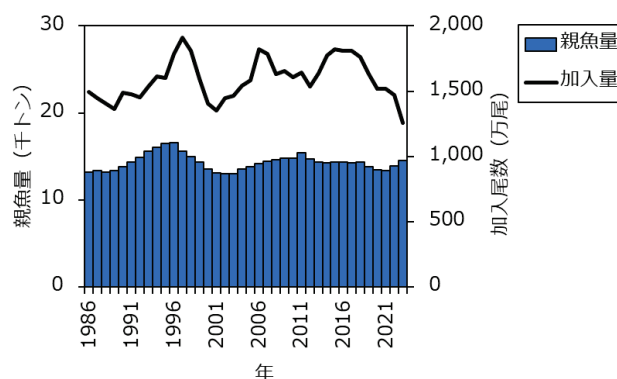


図5 親魚量と加入量の推移

1986年以降の親魚量は資源量と同様の増減傾向を示し、資源量の63～70%で推移し、2023年は68%（14.5千トン）であった。天然由来の加入量（1歳魚資源尾数）は、1,234万～1,823万尾の範囲で推移し、2023年は1,234万尾であった。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）③

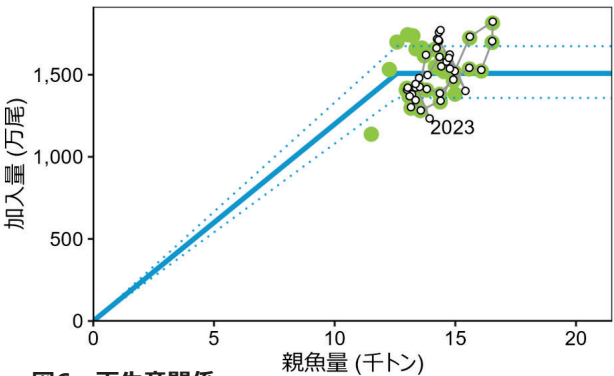


図6 再生産関係

1986～2018年の親魚量と1987～2019年の天然由来の加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良い加入（悪い加入）が一定期間続く効果）を考慮したホッケ－・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。加入量はいずれも天然のみの値を用いた。図中の数字は加入年を示す。

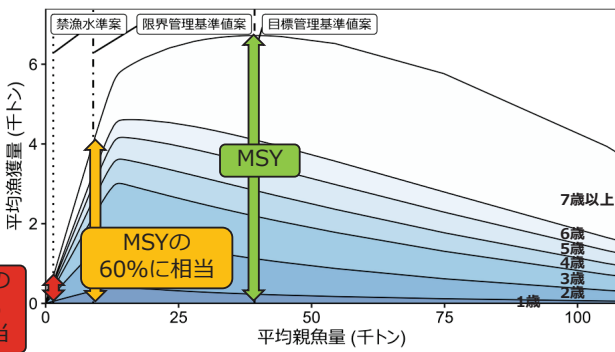


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は39.3千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
39.3千トン	9.0千トン	1.4千トン	14.5千トン	6.7千トン	4,969トン

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）④

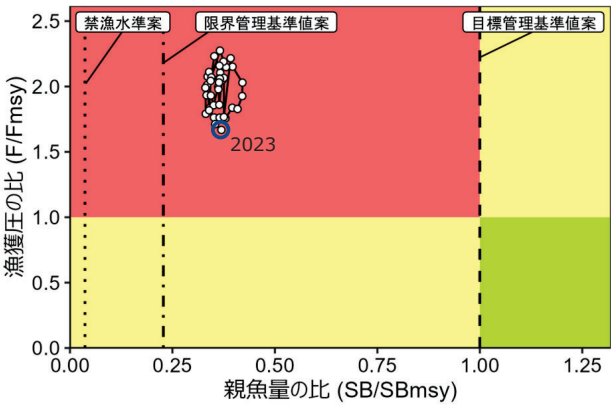


図8 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、全期間（1986～2023年）において、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回っている。漁獲圧（F）は、全期間において、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を上回っている。

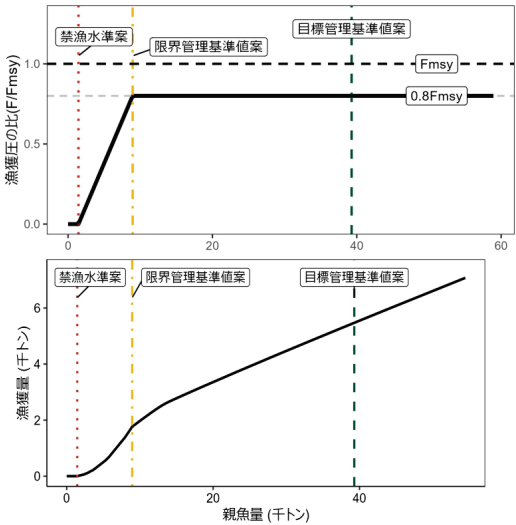


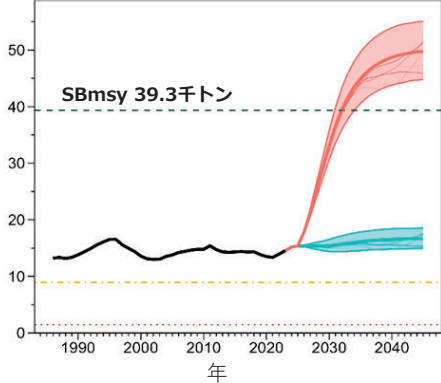
図9 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑤

将来の親魚量（千トン）



将来の漁獲量（千トン）

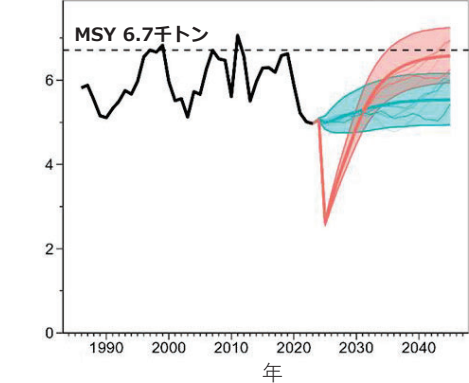


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

将来の加入量を再生産関係による加入のみ、 β を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく将来予測結果を示す。

β を0.8とする漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合、平均値としては、親魚量は目標管理基準値案を上回った後、概ね横ばいで推移する。漁獲量は一時大きく減少した後に増加に転じ、その後はMSYを少し下回る水準で推移する。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

漁獲管理規則案に基づく将来予測（ $\beta=0.8$ の場合）

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値案

----- 限界管理基準値案

..... 禁漁水準案

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（千トン）

2035年に親魚量が目標管理基準値案（39.3千トン）を上回る確率													9% 65% 98% 100% 0%
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0	15	15	17	20	23	25	28	31	33	34	35	36	
0.9			18	21	24	27	31	33	36	38	39	40	
0.8			18	21	25	29	33	37	39	42	44	45	
0.7			18	22	27	31	36	40	44	46	48	50	
現状の漁獲圧			15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	

表2. 将来の平均漁獲量（トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	5,060	3,210	3,720	4,170	4,570	4,950	5,300	5,610	5,860	6,050	6,200	6,320
0.9		2,920	3,440	3,910	4,340	4,740	5,120	5,460	5,730	5,940	6,110	6,240
0.8		2,620	3,140	3,630	4,060	4,480	4,880	5,250	5,540	5,770	5,950	6,090
0.7		2,310	2,830	3,310	3,750	4,180	4,590	4,970	5,280	5,520	5,720	5,870
現状の漁獲圧		4,990	5,040	5,100	5,160	5,200	5,240	5,290	5,330	5,370	5,410	5,440

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、将来の加入量を再生産関係による加入のみとし、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=1.7$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

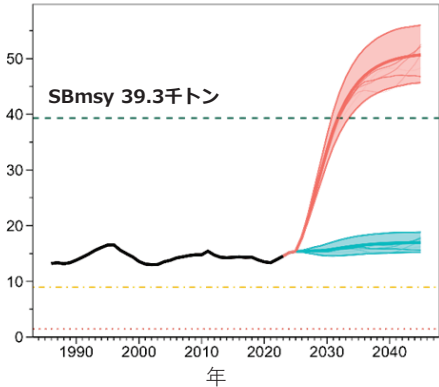
$\beta=0.8$ とした場合、2025年の平均漁獲量は2,620トン、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は98%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑦

将来の親魚量（千トン）



将来の漁獲量（千トン）

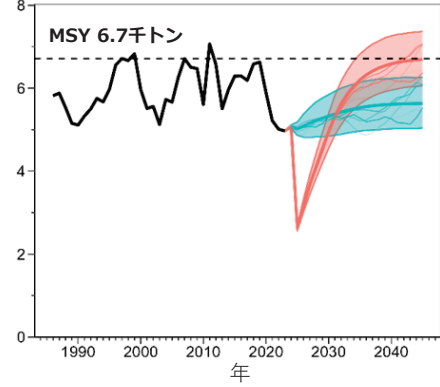


図11 種苗放流を想定した場合の漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

人工種苗由来の加入を加算し、 β を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく将来予測結果を示す。人工種苗由来の加入尾数は2019～2023年の平均値（26.7万尾）とした。

β を0.8とする漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合、平均値としては、親魚量は増加し、目標管理基準値案を上回った後、概ね横ばいで推移する。漁獲量は一時大きく減少した後に増加に転じ、その後はMSY付近で推移する。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

漁獲管理規則案に基づく将来予測（ $\beta=0.8$ の場合）

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

- MSY
- 目標管理基準値案
- 限界管理基準値案
- 禁漁水準案

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑧

表3. 種苗放流を想定した場合の将来の平均親魚量（千トン）

2035年に親魚量が目標管理基準値案（39.3千トン）を上回る確率													
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0	15	15	17	20	23	26	29	31	33	35	36	37	14%
0.9			18	21	24	28	31	34	36	38	40	41	75%
0.8			18	21	26	30	34	37	40	42	44	46	99%
0.7			18	22	27	32	36	41	44	47	49	51	100%
現状の漁獲圧			15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	0%

表4. 種苗放流を想定した場合の将来の平均漁獲量（トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	5,070	3,230	3,750	4,220	4,630	5,020	5,380	5,700	5,960	6,160	6,310	6,430
0.9		2,940	3,470	3,960	4,400	4,800	5,200	5,550	5,820	6,040	6,210	6,350
0.8		2,630	3,170	3,670	4,120	4,550	4,960	5,330	5,630	5,870	6,050	6,200
0.7		2,330	2,850	3,350	3,800	4,240	4,670	5,050	5,370	5,620	5,820	5,980
現状の漁獲圧		5,020	5,090	5,160	5,230	5,280	5,330	5,380	5,420	5,470	5,500	5,530

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、人工種苗由来の加入を想定し、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=1.7$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

$\beta=0.8$ とした場合、2025年の平均漁獲量は2,630トン、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は99%と予測される。人工種苗由来の加入尾数は直近5年間（2019～2023年）の平均値（26.7万尾）とした。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑨

表5. 放流シナリオごとの将来予測結果

2035年に親魚量が目標管理基準値案（39.3千トン）を上回る確率							
将来の加入の想定	β	予測平均親魚量（千トン）		予測平均漁獲量（トン）			
		5年後 （2030年）	10年後 （2035年）	管理開始年 （2025年）	5年後 （2030年）	10年後 （2035年）	
再生産関係による加入のみ	1.0	28	36	3,210	5,300	6,320	9%
	0.9	31	40	2,920	5,120	6,240	65%
	0.8	33	45	2,620	4,880	6,090	98%
	0.7	36	50	2,310	4,590	5,870	100%
	現状の漁獲圧	15	16	4,990	5,240	5,440	0%
種苗放流を考慮 （26.7万尾加入）	1.0	29	37	3,230	5,380	6,430	14%
	0.9	31	41	2,940	5,200	6,350	75%
	0.8	34	46	2,630	4,960	6,200	99%
	0.7	36	51	2,330	4,670	5,980	100%
	現状の漁獲圧	16	16	5,020	5,330	5,530	0%

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、放流シナリオごとの概要について、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=1.7$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。
 $\beta=0.8$ とした場合、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は、再生産関係による加入のみの場合は98%、種苗放流を考慮した場合は99%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑩

本資源の管理方針に関する検討会において暫定的な漁獲シナリオ案として検討された、若齢魚（1～6歳魚）の漁獲量最大化を目標とした場合の基本的漁獲管理規則を適用したときの将来予測結果を示す。

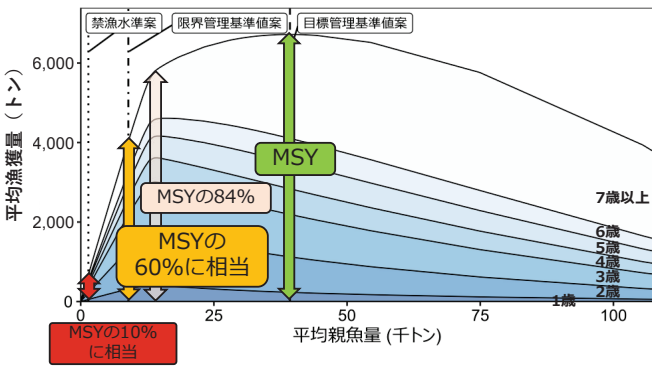


図12 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）、限界管理基準値案（SB60%msy）、禁漁水準案（SB10%msy）に加え、1～6歳魚のMSYを実現する親魚量（SB84%msy）を示す。このSB84%msyを維持する漁獲圧（F84%msy）は、Fmsyの2.0倍である。

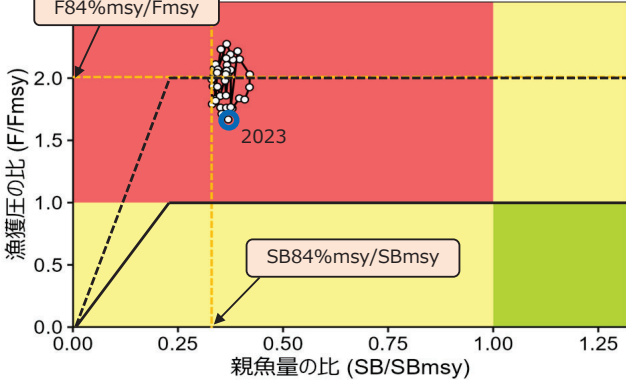


図13 神戸プロット（神戸チャート）と漁獲管理規則案

漁獲圧（F）は、1986～2023年の期間はF84%msyの0.85～1.15倍の範囲で推移し、2023年は0.86倍であった。親魚量（SB）は、1986～2023年の期間はSB84%msyの0.99～1.26倍の範囲で推移し、2023年は1.11倍であった。FmsyとF84%msyによる漁獲管理規則案をそれぞれ黒の実線と点線で示した。

目標管理基準値案	SB84%msy	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	84%MSY	2023年の漁獲量
39.3千トン	13.1千トン	9.0千トン	1.4千トン	14.5千トン	6.7千トン	5.6千トン	4,969トン

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑪

表6. 若齢魚の漁獲量の最大化を目標とした場合に漁獲管理規則案（F84%msy）を適用したときの将来の平均親魚量（千トン）

2035年に親魚量がSB84%msy（13.1千トン）を上回る確率												
$\beta \times$ 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0F84%msy	15	15	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13
0.9F84%msy			15	15	15	15	15	15	15	16	16	16
0.8F84%msy			15	16	16	17	17	18	18	19	19	19
0.7F84%msy			16	17	18	19	20	21	22	23	23	24
現状の漁獲圧			15	15	15	15	15	16	16	16	16	16

表7. 若齢魚の漁獲量の最大化を目標とした場合に漁獲管理規則案（F84%msy）を適用したときの将来の平均漁獲量（トン）

$\beta \times$ 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0F84%msy	5,060	5,870	5,710	5,600	5,550	5,510	5,510	5,520	5,540	5,550	5,570	5,590
0.9F84%msy		5,380	5,410	5,450	5,500	5,550	5,610	5,680	5,750	5,800	5,840	5,880
0.8F84%msy		4,870	5,070	5,240	5,400	5,530	5,660	5,790	5,890	5,970	6,030	6,090
0.7F84%msy		4,340	4,680	4,970	5,220	5,440	5,650	5,830	5,980	6,090	6,180	6,250
現状の漁獲圧		4,990	5,040	5,100	5,160	5,200	5,240	5,290	5,330	5,370	5,410	5,440

若齢魚の漁獲量の最大化を目標とした場合に、漁獲管理規則案を適用したときの将来予測において、将来の加入量を再生産関係による加入のみとし、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=0.9$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。 β が0.9以下であれば、親魚量は2035年に50%以上の確率でSB84%msyを上回る。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑫

将来の加入量を再生産関係による加入のみとし、若齢魚（1～6歳魚）の漁獲量の最大化を目標とした漁獲管理規則案（F84%msy）を適用したとき、将来の β を0.7～1.0とした場合にSBmsyまたはSB84%msyを達成する確率を示す。

表8. 将来の親魚量がSBmsyを上回る確率（％）

$\beta \times$ 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0F84%msy	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.9F84%msy			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.8F84%msy			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.7F84%msy			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現状の漁獲圧			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9. 将来の親魚量がSB84%msyを上回る確率（％）

$\beta \times$ 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0F84%msy	100	100	100	99	56	29	26	29	33	36	40	43
0.9F84%msy			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0.8F84%msy			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0.7F84%msy			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
現状の漁獲圧			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

F84%msy（ $\beta=0.8$ ）で管理した場合、2035年にSB84%msyを上回る確率は100%であるものの、SBmsyを上回る確率が0%に減少すること（MSYを目標とするFmsy（ $\beta=0.8$ ）で管理した場合は98%）が示唆された。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

マダイ（日本海西部・東シナ海系群）⑬

表10. 若齢魚の漁獲量の最大化を目標として漁獲管理規則案（F84%msy）を適用したときに種苗放流を想定した場合の将来の平均親魚量（千トン）

2035年に親魚量がSB84%msy（13.1千トン）を上回る確率												
$\beta \times$ 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0F84%msy	15	15	14	14	13	13	13	13	13	13	13	55%
0.9F84%msy			15	15	15	15	15	15	16	16	16	100%
0.8F84%msy			15	16	16	17	18	18	19	19	19	100%
0.7F84%msy			16	17	18	20	21	22	23	23	24	100%
現状の漁獲圧			15	15	15	16	16	16	16	16	16	100%

表11. 若齢魚の漁獲量の最大化を目標として漁獲管理規則案（F84%msy）を適用したときに種苗放流を想定した場合の将来の平均漁獲量（トン）

$\beta \times$ 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0F84%msy	5,070	5,900	5,760	5,670	5,620	5,600	5,600	5,620	5,650	5,670	5,690	5,710
0.9F84%msy		5,410	5,460	5,510	5,570	5,630	5,700	5,780	5,840	5,900	5,950	5,980
0.8F84%msy		4,900	5,120	5,300	5,470	5,610	5,750	5,890	5,990	6,070	6,140	6,190
0.7F84%msy		4,370	4,720	5,030	5,290	5,520	5,740	5,930	6,080	6,200	6,290	6,360
現状の漁獲圧		5,020	5,090	5,160	5,230	5,280	5,330	5,380	5,420	5,470	5,500	5,530

若齢魚の漁獲量の最大化を目標とした場合に、漁獲管理規則案を適用したときの将来予測において、人工種苗由来の加入を想定し、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年の平均： $\beta=0.9$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。
 β が1.0以下であれば、2035年に親魚量は50%以上の確率でSB84%msyを上回る。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）さんま
漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 T A C（変更案）

110,911 トン

設定の考え方

令和 7 管理年度の T A C については、令和 6 年 4 月に開催された北太平洋漁業委員会（N P F C）第 8 回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、以下の考え方に基づき、T A C を 110,911 トンに設定する。

ただし、令和 7 年 3 月に開催を予定する N P F C 第 9 回年次会合で新たな保存管理措置が採択された場合には、必要に応じて T A C の変更を検討することとする。

N P F C の保存管理措置	我が国 T A C 算定の考え方
① 2024 年は、N P F C 条約水域（公海）での漁獲可能量（T A C）を 135,000 トンに制限（分布域全体の年間漁獲量は 225,000 トンに抑制）。 ② 日ロ両国は 200 海里水域内の漁獲量を 90,000 トン以内に抑えることで上記措置に協力。	○日ロ両国の 200 海里水域内の過去 3 年間（令和 3 年～令和 5 年）の我が国漁船の漁獲シェアは、99.804% ○我が国漁船による日ロ両国の 200 海里水域内の漁獲量＝90,000 トン×99.804% <u>＝89,824 トン（A）</u>
③ 各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績の 45%に削減。 ※沿岸国は、200 海里水域内における漁獲上限の一部を公海での漁獲に振り替え可能。	○我が国漁船による公海の漁獲量＝46,859 トン（2018 年の漁獲実績） ×45%＝ <u>21,087 トン（B）</u>
	○我が国の令和 7 管理年度 T A C <u>＝110,911 トン（A＋B）</u>

(参考 1) 日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠

N P F C 統計における 200 海里水域内の漁獲実績

単位：トン

船籍	日本	韓国	ロシア	台湾	計
2021	940	0	36	0	976
2022	3,355	0	0	0	3,355
2023	14,109	0	0	0	14,109
計	18,404	0	36	0	18,440

(A)

(B)

$$(A) \div (B) = 99.804\%$$

(参考 2) さんま T A C の推移

単位：トン

特定水産資源	R7 年 (2025 年) (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
さんま	110,911	118,131 (110,911)	155,335 (118,131)	155,335	264,000 (155,335)	264,000

※括弧内は改定後の数字（期中改定があった場合）

(参考 3) NPFC 統計における近年の主要国・地域のサンマ漁獲量の推移

単位：トン

	日本	韓国	ロシア	中国	台湾	バヌアツ	漁獲量合計
2019	45,664	8,375	2,402	51,404	83,941	3,465	195,251
2020	29,695	5,993	753	44,006	56,662	2,700	139,809
2021	18,318	4,365	610	33,511	34,043	1,270	92,117
2022	18,064	3,438	0	35,477	42,177	929	100,085
2023	24,569	3,107	51	39,252	50,268	1,108	118,355

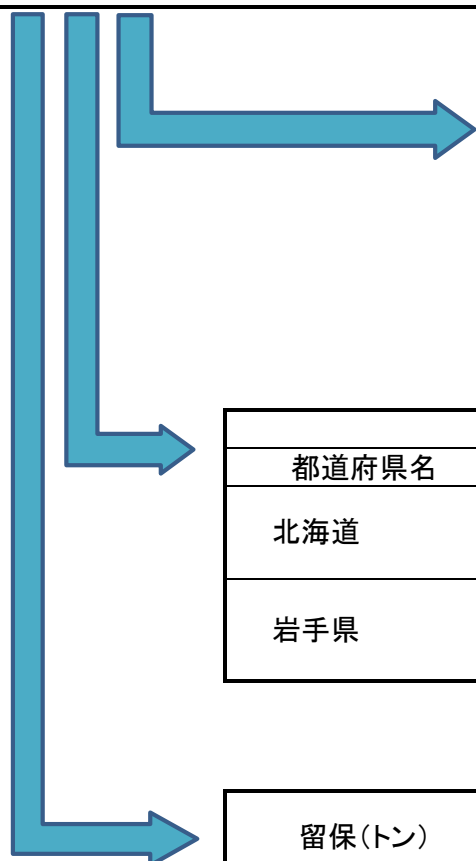
2 配分（案）

- (1) T A C の 10 パーセントを国の留保とする。
- (2) 過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て（I Q）による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。

(別紙)

令和7管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
さんま	110,911



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
北太平洋さんま漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	85,140 (90,340)
北太平洋さんま漁業 (総量の管理を行う管理区分)	9,460

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	4,500	宮城県、千葉県、石川県、静岡県、 三重県、京都府、和歌山県、山口 県、高知県、佐賀県及び長崎県に ついては、現行水準とする。
岩手県	400	

留保(トン)	11,091 (5,891)
--------	-------------------

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）まあい 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

本資源については、従来から太平洋系群と対馬暖流系群に分けた資源評価が行われてきたが、資源評価における両系群の検討状況を踏まえ、それぞれの系群について、令和 2 年 9 月に開催された資源管理方針に関する検討会で取りまとめられ、資源管理基本方針別紙 2-5 に定められた漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）の合計値を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 13 年度に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSY（最大持続生産量）を達成する水準に調整係数（ β ：まあい太平洋系群 0.8、まあい対馬暖流系群 0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ まあい対馬暖流系群について、資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するため、上記の漁獲圧力に加え、さらに 0.89 を乗じる。
- ④ ②及び③により得られる値の合計値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まあい	145,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

1 まあい太平洋系群

- (1) 目標管理基準値：60 千トン（MSY を達成する親魚量）
- (2) 限界管理基準値：15 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）

2 まあじ対馬暖流系群

- (1) 目標管理基準値：254 千トン（MSYを達成する親魚量）
- (2) 限界管理基準値：107 千トン（MSYの 60 パーセントを達成する親魚量）

（参考 2）まあじ TAC の推移

単位：万トン

特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)
まあじ	14.5	16.7	15.2	15.6	15.1

（参考 3）まあじの漁獲実績

単位：万トン

特定水産資源	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
まあじ	9.0	9.8	8.5	8.9	8.7

2 配分（案）

- (1) TAC の 20 パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

（参考）令和 6 年 10 月時点で、以下に該当する留保からの追加配分及び融通については、事前に水産政策審議会の了解を得て、審議会へは事後報告で対応できることとされている

- (1) さんま、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいか
国の留保からの配分について、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、漁獲可能量の配分を変更する場合
- (2) さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群 A 海域
国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合
- (3) 融通に伴う数量の変更
都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

令和7管理年度まあじTACの設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まあじ	145,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	51,400

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
島根県	13,600	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県については、現行水準とする。
山口県	2,400	
長崎県	21,200	
宮崎県	3,300	
鹿児島県	2,900	

留保(トン)	29,000
--------	--------

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～12 月）まいわし太平洋系群 漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

令和 5 年 9 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえて変更された、資源管理基本方針別紙 2－6 に定められた漁獲シナリオにより算定された A B C（生物学的許容漁獲量）を T A C（漁獲可能量）とする。

（2）資源管理基本方針別紙 2－6 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 13 年に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値（M S Y（最大持続生産量））を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② 【令和 6 年から令和 7 年まで】直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、当該管理年度の資源量に、M S Y を達成する水準に調整係数（ β ）1.3 を乗じた漁獲圧力をかける。
- ③ 【令和 8 年から令和 13 年まで】当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、M S Y を達成する水準に $\beta = 0.85$ を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の T A C

特定水産資源	T A C
まいわし太平洋系群	663,000 トン

（参考 1）別紙 2－6 の資源管理の目標

まいわし太平洋系群

- (1) 目標管理基準値：1,187 千トン（M S Y を達成する親魚量）
- (2) 限界管理基準値：487 千トン（M S Y の 60% を達成する親魚量）

(参考2) まいわし太平洋系群 T A C の推移

単位：万トン

特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)
まいわし太平洋系群	66.3	97.1	92.2	79.1	97.3

(参考3) まいわし太平洋系群の漁獲実績

単位：万トン

特定水産資源	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
まいわし太平洋系群	58.4	58.2	59.5	62.5	53.9

2 配分 (案)

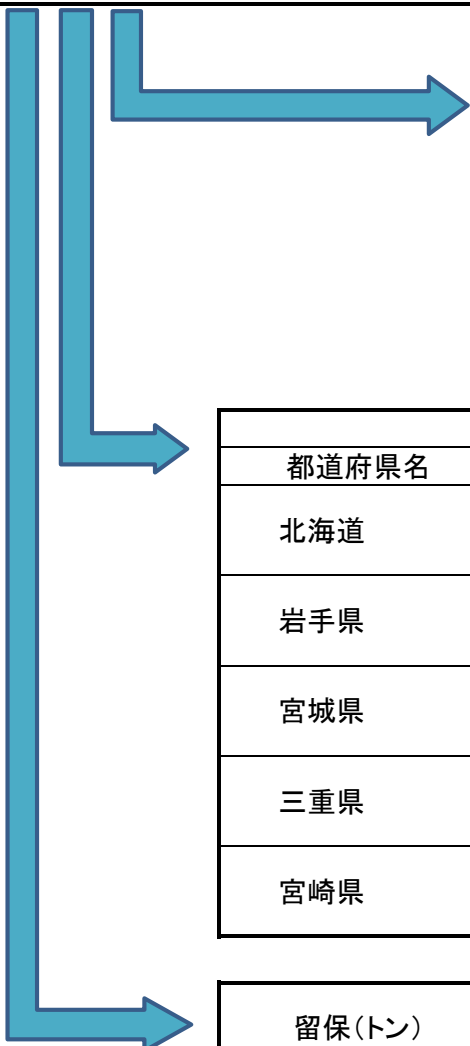
- (1) T A C の 20% を国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。

(参考) 以下に該当する留保からの追加配分及び融通については、事前に水産政策審議会の了解を得ており、同審議会へは事後報告で対応できることとされている。

- (1) さんま、まあじ、まいわし、さば類及びするめいか
国の留保からの配分について、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、T A C の配分を変更する場合
- (2) 融通に伴う数量の変更
都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、T A C の配分を変更する場合

令和7管理年度まいわし太平洋系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まいわし太平洋系群	663,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当て(IQ)を行う管理区分)	216,500 (243,600)
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	192,400

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	21,100	青森県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県については、現行水準とする。
岩手県	12,000	
宮城県	32,600	
三重県	10,900	
宮崎県	9,300	

留保(トン)	132,600 (105,500)
--------	----------------------

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）まいわし対馬暖流系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年 9 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-7 に定められた漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 13 年度に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② 【令和 3 年度から令和 5 年度まで】当該管理年度の資源量に、MSY（最大持続生産量）を達成する水準に 0.8 を乗じた漁獲圧力をかける。
- ③ 【令和 6 年度から令和 13 年度まで】当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSY を達成する水準に調整係数（ β : 0.75）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ④ ②又は③により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まいわし対馬暖流系群	326,000 トン

(参考 1) 資源管理の目標

まいわし対馬暖流系群

(1) 目標管理基準値：1,093 千トン（MSY を達成する親魚量）

(2) 限界管理基準値：465 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）

(参考 2) まいわし対馬暖流系群 TAC の推移

単位：万トン

特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)
まいわし対馬暖流系群	32.6	22.2	14.3	9.7	7.7

(参考 3) まいわし対馬暖流系群の漁獲実績

単位：万トン

特定水産資源	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
まいわし対馬暖流系群	11.2	6.9	5.5	7.0	1.3

2 配分（案）

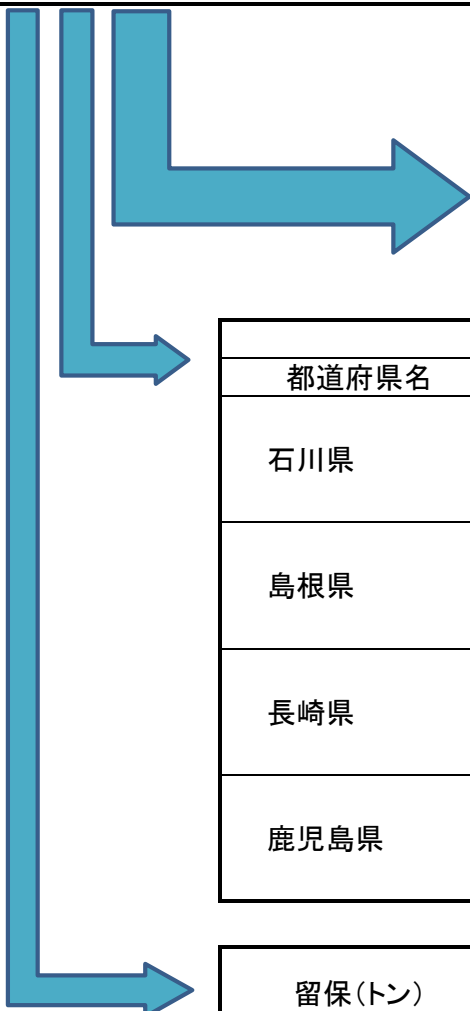
- (1) TAC の 20 パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

(参考) 令和 6 年 10 月時点で、以下に該当する留保からの追加配分及び融通については、事前に水産政策審議会の了解を得て、審議会へは事後報告で対応できることとされている

- (1) さんま、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいか
国の留保からの配分について、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、漁獲可能量の配分を変更する場合
- (2) さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群 A 海域
国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合
- (3) 融通に伴う数量の変更
都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

令和7管理年度まいわし対馬暖流系群TACの設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まいわし対馬暖流系群	326,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	30,400

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
石川県	60,100	秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、京都府、兵庫県、山口県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準とする。
島根県	115,900	
長崎県	24,100	
鹿児島県	3,600	

留保(トン)	65,200
--------	--------

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）かたくちいわし対馬暖流系群
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 5 年 2 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 16 年度（2034 年度）に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値（0 歳及び 1 歳魚の MSY（最大持続生産量）を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
 - ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、0 歳及び 1 歳魚の MSY を達成する水準に調整係数（ β : 0.9）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
 - ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）（ステップ 1）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
かたくちいわし対馬暖流系群 （体色が銀色のもの）	50,000 トン

参考：令和 6 管理年度 77,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：68 千トン（0 歳及び 1 歳魚の MSY を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：32 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (3) 禁漁水準値：4 千トン（MSY の 10 パーセントが得られる親魚量）

(参考2) かたくちいわし対馬暖流系群の漁獲実績

単位：万トン

	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)
かたくちいわし対馬暖流系群	3.8	4.1	4.6	5.6	4.8

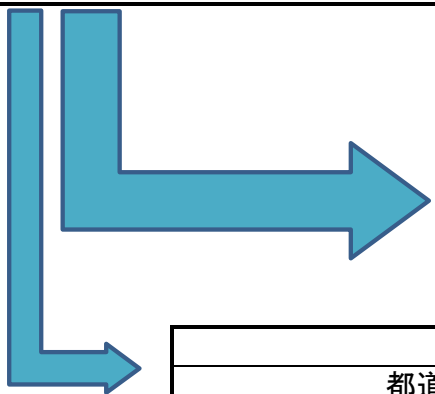
(出典：農林水産統計より水産庁作成)

2 配分(案)

都道府県別 T A C 及び大臣管理 T A C については、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、T A C の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

令和7管理年度かたくちいわし対馬暖流系群TACの設定について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
かたくちいわし対馬暖流系群	50,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	50,000トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
秋田県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県	50,000トンの内数

資源管理基本方針別紙 2－39 かたくちいわし対馬暖流系群（抄）

第 9 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第 1 の 2 (5)①のステップ 1 を令和 6 管理年度から開始する。同(5)②のステップ 2 は、令和 7 管理年度から開始することを想定し、令和 7 管理年度中にステップ 1 及びステップ 2 の取組内容について十分な進展があった場合に、令和 8 管理年度から同(5)④のステップ 3 を開始することを目指す。

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ 2 の開始までに結論を得る。

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）うるめいわし対馬暖流系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 5 年 2 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 16 年度（2034 年度）に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値（MSY（最大持続生産量）を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
 - ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSY を達成する水準に調整係数（ β : 0.8）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
 - ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）（ステップ 1）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
うるめいわし対馬暖流系群	46,000 トン

参考：令和 6 管理年度 44,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：54 千トン（MSY を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：18 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (3) 禁漁水準値：2 千トン（MSY の 10 パーセントが得られる親魚量）

(参考2) うるめいわし対馬暖流系群の漁獲実績

単位：万トン

	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)
うるめいわし対馬暖流系群	4.2	3.4	1.9	3.5	3.1

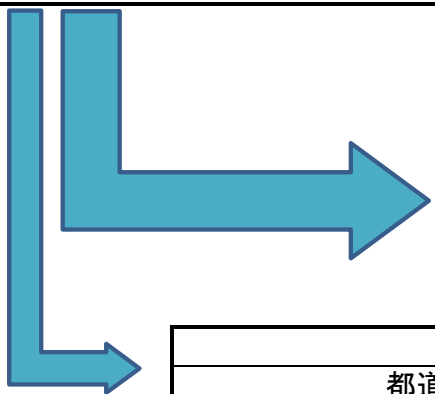
(出典：農林水産統計より水産庁作成)

2 配分（案）

都道府県別 T A C 及び大臣管理 T A C について、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

令和7管理年度うるめいわし対馬暖流系群TACの設定について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
うるめいわし対馬暖流系群	46,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	46,000トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
秋田県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県	46,000トンの内数

資源管理基本方針別紙 2-40 うるめいわし対馬暖流系群（抄）

第 9 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第 1 の 2 (5)①のステップ 1 を令和 6 管理年度から開始する。同(5)②のステップ 2 は、令和 7 管理年度から開始することを想定し、令和 7 管理年度中にステップ 1 及びステップ 2 の取組内容について十分な進展があった場合に、令和 8 管理年度から同(5)④のステップ 3 を開始することを目指す。

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ 2 の開始までに結論を得る。

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～12 月）かたくちいわし太平洋系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年 4 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC（漁獲可能量）とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 17 年（2035 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値（MSY（最大持続生産量）を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSY を達成する水準に調整係数（ $\beta = 0.9$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日）（ステップ 1）の TAC（案）

	TAC
かたくちいわし太平洋系群 （体色が銀色のもの）	92,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

- （1）目標管理基準値：112 千トン（MSY を達成するために必要な親魚量）
- （2）限界管理基準値：28 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）
- （3）禁漁水準値：3 千トン（MSY の 10 パーセントが得られる親魚量）

(参考2) かたくちいわし太平洋系群の漁獲実績

単位：万トン

	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)
かたくちいわし太平洋系群	4.0	4.2	5.8	4.6	3.0

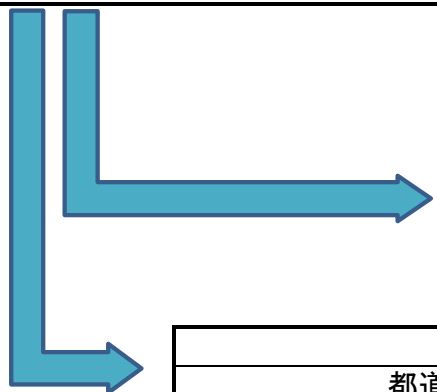
(出典：農林水産統計より水産庁作成)

2 配分（案）

都道府県別 T A C 及び大臣管理区分 T A C については、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、T A C の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

令和7管理年度かたくちいわし太平洋系群漁獲可能量(TAC)の設定について(案)

	TAC(トン)
かたくちいわし太平洋系群	92,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	92,000トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県	92,000トンの内数

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～12 月）かたくちいわし瀬戸内海系群
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年 5 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC（漁獲可能量）とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 17 年（2035 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値（MSY（最大持続生産量））を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
 - ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSY を達成する水準に調整係数（ $\beta = 0.8$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日）（ステップ 1）の TAC（案）

	TAC
かたくちいわし瀬戸内海系群 （体色が銀色のもの）	48,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

- （1）目標管理基準値：43 千トン（MSY を達成するために必要な親魚量）
- （2）限界管理基準値：17 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）
- （3）禁漁水準値：2 千トン（MSY の 10 パーセントが得られる親魚量）

（参考 2）かたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲実績

単位：万トン

	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)
かたくちいわし瀬戸内海系群	4.5	3.6	4.1	3.2	3.8

（出典：農林水産統計より水産庁作成）

2 配分（案）

都道府県別TACについては、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、TACの内数として設定することとする。なお、都道府県における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

令和7管理年度かたくちいわし瀬戸内海系群漁獲可能量(TAC)の設定について(案)

	TAC(トン)
かたくちいわし瀬戸内海系群	48,000



知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、福岡県及び大分県	48,000トンの内数

**令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）
まだい日本海西部・東シナ海系群
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）**

令和 6 年 11 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年 3 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 種苗放流を想定した資源評価に基づき、親魚量が令和 17 年度（2035 年度）に、少なくとも 50% の確率で、暫定目標管理基準値（1 歳から 6 歳魚の MSY を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
 - ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、1 歳から 6 歳魚の MSY を達成する水準に調整係数（ $\beta : 1.0$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
 - ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）（ステップ 1）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだい日本海西部・東シナ海系群	5,900 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：39.3 千トン（MSY を達成するために必要な親魚量）
- (2) 暫定目標管理基準値：13.1 千トン（1 歳から 6 歳魚の MSY を達成するために必要な親魚量）
- (3) 限界管理基準値：9.0 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (4) 禁漁水準値：1.4 千トン（MSY の 10 パーセントが得られる親魚量）

(参考2) まだい日本海西部・東シナ海系群の漁獲実績

単位：千トン

	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)
まだい日本海西部・東シナ海系群	5.1	5.2	5.9	6.7	6.6

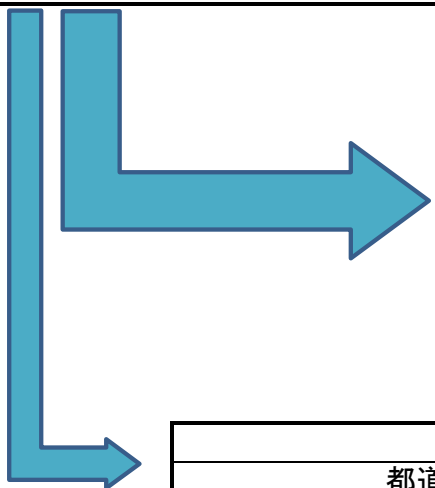
(出典：農林水産統計より水産庁作成)

2 配分（案）

都道府県別 T A C 及び大臣管理 T A C について、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

令和7管理年度まだい日本海西部・東シナ海系群TACの設定について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まだい日本海西部・東シナ海系群	5,900



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	5,900トンの内数
沖合底びき網漁業及び 以西底びき網漁業	5,900トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県	5,900トンの内数

令和 6 ～ 8 管理年度の漁獲可能量（T A C）の配分シェアの算出について

令和 6 年 11 月
資源管理推進室

1 背景等

漁獲可能量（T A C）を都道府県及び大臣管理区分へ配分する際の配分シェアについては、直近 3 か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを 3 か年（管理年度）にわたって用いることを基本としている。

特定水産資源である、さんま、まあじ、まいわし全資源、すけとうだら全資源、するめいか、まさば及びごまさば全資源並びにずわいがに全資源のうち、

（ア）するめいか以外の特定水産資源については、令和 3 ～ 5 管理年度の T A C 設定に当たり、直近 3 か年（平成 2 9 年～令和元年）のデータを用いて、

（イ）するめいかについては、令和 4 ～ 6 管理年度の T A C 設定に当たり、直近 3 か年（平成 3 0 年～令和 2 年）のデータを用いて、

基本シェアの算出を行っているところである。

上記のうち（ア）するめいか以外の特定水産資源については、令和 6 ～ 8 管理年度の T A C の配分にあって基本シェアを更新する必要があることから、以下の考え方にに基づき、算出することとしたい。

2 基本シェアの算出

（1）令和 2 年から令和 4 年までの過去 3 カ年の漁獲実績（暦年）を用いる。

（2）漁獲実績については都道府県、大臣管理区分ともに T A C 報告を用いる。

ただし、令和 2 年の都道府県の漁獲実績については農林水産省漁業・養殖業生産統計（以下「農林水産統計」という。）の漁獲量と T A C 報告を比較し、多い方を用いる。また、令和 3 ～ 令和 5 管理年度に T A C の配分がなかった都道府県は、農林水産統計の漁獲量を用いることとする。（末尾の参考参照）

（3）上記の基本シェアの算定に用いる期間に漁獲可能量を超過した数量については、漁獲実績に算入しない。

（4）上記の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下 2 桁（％））を年毎に算出し、その 3 か年の単純平均（小数点以下 2 桁（％））を配分の際の基本シェアとする。

3 T A C の配分方法について

（1）上記 2（4）で求めた基本シェアを用いて、T A C を都道府県及び大臣管理区分へ比例配分することを基本とする。

（2）ただし、数量を明示する管理区分間に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分数量を算出する。

- (3) また、個々の具体的配分数量については、(1)又は(2)で算定した数量の100トン未満を切り上げた数量(すけとうだら全資源にあっては10の位を四捨五入した数量、ずわいがに全資源にあっては0.1の位を四捨五入した数量)を用いる。
- (4) ただし、資源管理基本方針(第5の3)に基づき配分数量を明示しない都道府県については、以下の①、②又は③に該当する場合に応じて、それぞれに掲げる方法により行うこととする。
- ①漁獲実績(過去3年平均値をいう。以下同じ。)が1トン以上の都道府県
「現行水準」による配分とし、この場合においては、基本シェアによる比例配分で算定された数量を目安数量として示すこととする。この場合で、当該目安数量が10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」として示す(ずわいがに全系群を除く)。
- ②漁獲実績が1トン未満の都道府県
「現行水準」による配分とし、目安数量として「10トン未満」とする。ただし、過去の水試等のデータに基づいて、漁獲実績がない(かつ、今後とも漁獲が見込まれない)と都道府県として判断する場合には、配分を行わないこととする(ずわいがに全系群を除く)。
- ③ずわいがに全系群については、「現行水準」による配分とし、この場合においては、基本シェアによる比例配分で算定された数量を目安数量として示すこととする。
この場合で、当該目安数量が1トン未満の場合は「1トン未満」として示す。ただし、過去の水試等のデータに基づいて、漁獲実績がない(かつ、今後とも漁獲が見込まれない)と都道府県として判断する場合には、配分を行わないこととする。

4 その他

するめいかについては、令和7～8管理年度のTAC配分にあたって基本シェアの更新を行う。

(以 上)

(参考)
基本シェア計算に用いる漁獲実績の一覧

	配分があった都道府県	大臣管理区分	配分がなかった都道府県
令和2年	農林水産統計（確報） またはT A C報告のうち、 多い方	T A C報告	農林水産統計（確報）
令和3年	T A C報告	T A C報告	農林水産統計（確報）
令和4年	T A C報告	T A C報告	農林水産統計（概数）

※配分シェアの算出については、改正漁業法の施行前は従前の方法によるものとし、
施行後はT A C報告を用いることを基本とする。